

平成19年9月19日(水曜日)

(第4号)

## 平成19年東吾妻町議会第3回定例会

### 議事日程(第4号)

平成19年9月19日(水)午前10時開議

第1 閉会中の継続審査(調査)事件について

第2 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(18名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大岡広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	保健福祉課長	山田文子君
住民課長	小山枝利子君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	高橋啓一君	建設課長	角田豊君

ダム対策課長	市川 忠 君	上下水道課長	蜂須賀 正 君
会計管理者	丸橋 哲 君	東支所長	猪野 悦雄 君
岩櫃ふれあいの郷施設長	高橋 和雄 君	桔梗館長	唐沢 憲一 君
榛名吾妻荘人支配人	富沢 美昭 君	学校教育課長	一場 孝行 君
社会教育課長	佐藤 正己 君	中央公民館長	高橋 義晴 君

職務のため出席した者

議会事務局長	蜂須賀 祐吉	議会事務局長 係	田中 康夫
議会事務局 係長代理	小池 さつき		

### 開議の宣告

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（菅谷光重君） なお、本日は傍聴の申し出がありました。これを許可いたしましたので、よろしく願いをいたします。

また、傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際に傍聴人心得をお渡ししてあるかと思いますが、これをお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしく願いをいたします。

### 議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めてまいります。

### 閉会中の継続審査（調査）事件について

議長（菅谷光重君） 日程第1、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

前期定例会以降、各委員会において審査（調査）を実施され、それについての報告がありましたらお願いをいたします。

総務常任委員会。

8番、一場議員。

（総務常任委員長 一場明夫君 登壇）

総務常任委員長（一場明夫君） それでは、閉会中に開催されました常任委員会の報告をさせていただきます。

去る7月6日午前10時から第1委員会室において、委員6名出席のもと、町長、副町長、総務課長に同席をいただき委員会を開催し、所管事務調査を行いました。

今回は、主に特殊勤務手当について調査、検討を行いました。その結果、特別養護老人ホームにおける調整額については廃止、夜間看護等手当、用地取得等交渉業務手当、放射線取扱手当及び期末・勤勉手当における役職加算額については、特別職、議会議員も含めて廃止の方向で調整することとしました。管理職手当の額については、課長職2万5,000円、課長補佐2万円とし、機構改革後には再検討することとしました。なお、特別養護老人ホームの臨時職員については、賃金面など正規職員との格差を是正する方向で検討することとしました。今回を含めて過去4回にわたり検討してきた結果、給与の現給保障額削減を含めて、各種手当の削減対象として検討してきた総額を次回委員会までに資料としてまとめ、最終的な案をどの程度にするべきか調整することとしました。

また、6月に支給された議員の期末手当について、条例の解釈と相違があるとの指摘が出され、総務課において再確認することとしました。

そのほか、課長の職務権限、原町小学校建設に対する財政上の問題、機構改革、ふるさとまつりへの補助金の支出、職員の出役の問題点など、所管事務調査も行われました。

次に、8月3日に開催された委員会の報告を行います。

去る8月3日午前10時から第1委員会室において、委員6名出席のもと、副町長、総務課長に同席をいただき委員会を開催し、所管事務調査を行いました。

今回は、過去4回にわたって調査、検討してきた職員給与の適正化の原案がまとまったことから、給与の現給保障額及び各種手当の削減額、総額約1億1,864万円の集計表に基づき、調査、検討を行いました。その内容は、前回の全員協議会でお示したように、管理職手当で705万144円、住居手当で817万2,000円、通勤手当で566万6,260円、特殊勤務手当で142万5,000円、期末・勤勉手当で4,561万3,287円、特別職期末手当で162万8,000円、議員期末手当で348万9,200円、調整額で449万7,600円、現給保障額で4,109万6,400円を削減し、合計で1億1,863万7,891円を削減しようという案になっております。

結果、総務常任委員会としては、副町長も同席する中、この原案をベースに町で検討して執行してもらうスタンスで進めていくことが確認されました。

さらに、8月7日に開催が予定されている全員協議会において、全議員に説明し、理解を

得ていくこととしました。

続いて、8月22日に開催された委員会の報告を行います。

去る8月22日午後1時半から第1委員会室において、委員6名出席のもと、副町長、総務課長に同席をいただき委員会を開催し、所管事務調査を行いました。

8月7日に開催された議会全員協議会で、委員会原案について了承をいただいたことから、8月8日に委員長、副委員長が町長と副町長に面会し、原案について、町として具体的にどこまで実施するか検討し、さらに職員の意見も聞いた上で8月22日の委員会に臨んでほしい旨要請しました。

この委員会には、町長が出席していただけなかったことから、副町長に確認したところ、急な用事で出席できない旨の報告があり、その内容は副町長にはわからないとの回答でした。さらに、実施に向けて町として検討してくれと要請したことに対して、実質的な検討作業はなされておらず、職員の意見等も聞いていないという副町長の報告でした。

6月18日の委員会で、町長、副町長も出席した中で、9月議会において町執行部提案で必要な条例改正をすべく準備を進めていくことを確認したことから、委員会としてもそれに間に合わせるべく、忙しい中、全6回にわたって調査、検討を進めてきたにもかかわらず、町執行部のとった対応は、委員会としてはとても理解しがたいものでした。これでは、委員会として執行部を交えた調査、検討はできないことから、委員のみで今後の対応を協議しました。結果、町執行部が9月議会に提案しない場合には、町の厳しい財政状況やラスパイレス指数が県下一高い状況を踏まえ、再度議員全員協議会に諮り、理解が得られるならば、第一段階として委員会提案で給与の現給保障額を削減する条例改正案を9月議会に提案すべく、準備を進める方向で確認されました。

その後、できれば町で段階的に諸手当の改正に関する条例改正案の提案をしてもらえるように考えていくこととし、その最終決定を9月定例会中に開催を予定している委員会で行うことが確認されました。

また、特別職や議員の報酬や定数、これらの適正化についても、職員だけに負担を負わせるのではなく、今後詰めの作業をしていくこと、さらに期末手当の期間率の問題も調整作業をしていくこととしました。

続いて、関連がありますので、会期中ではありますが、9月11日に行われた委員会の報告をさせていただきます。

9月11日午前10時から第3委員会室において、委員6名出席のもと、町長、副町長の出

席をいただき、所管事務調査を行いました。

8月27日の議会運営委員会で、町から職員給与削減に関する条例の改正についての議案の提出がなかったので、委員会発議で改正に関する議案の提出の用意があるので予定してほしいと申し入れました。それに対し、突然副町長から、実は町としても、内容の違う削減に関する条例の改正に関する議案の提出の用意があるので予定してほしいという話がありました。

結果として、議会運営委員会では、全員協議会で委員会案と執行部案の両方を検討してもらうことが決まりました。これを受けて、9月7日の全員協議会で、先ほど報告した8月22日に検討した委員会案を再度お示しした結果、執行部案との調整を図る努力をしてほしいという意見が多くありましたので、この委員会でその調整をすべく協議を行いました。

結果、委員会案とは内容が異なりますが、本9月定例会の中で執行部提案をすることで進めること、この準備をしている、さらに今後町長の任期中に段階的に削減を実行していくなど、町長の強い意思が示されました。これらの状況を踏まえ、委員会発議で改正案の提案は行わないこととしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（菅谷光重君） 文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇）

文教厚生常任委員長（加部 浩君） それでは、ご報告いたします。

閉会中の文教厚生常任委員会所管事務調査を去る7月3日午後1時30分より委員会室において、初見前教育長、一場学校教育課長の出席のもと行いましたので、その内容をご報告いたします。

調査事項は、原町小学校建設について、中学校統合問題、学童保育について、幼稚園の要員問題が主なものであります。

まず、原町小学校の建設については、初見前教育長より、平成7年の陳情書の提出からのプロセスを受け、一部委員から管内学校施設の状況からして多少の不満はあるが、予算、設計、入札等の経過を見た場合、やむを得ないという意見がありました。が、委員会としては、建設することとしてまとめました。また、中学校統合については、統合検討委員会の設置と審議会の設置をどうするかについて調査し、統合委員会を設置しないで町民との話し合い、説明の進みぐあいを見て、審議会がよいのではないかとこの意見が多かったようです。当面は、町民との話し合い、説明会を行っていきたいという教育委員会からの話がありました。

学童保育については、太田地区以外の設置については、1カ所10人以上の利用者が欲しいとのことであり、また運営者のことを考えなければならない等、現在調査中とのことでした。

幼稚園の要員問題は、各所の実態調査を行い、それを集約中であるとのことであり、早い要員の増をすることを要望しました。

これらが主な調査事項であり、どれも重要な課題でありますので、委員会としては今後も引き続き調査を行っていくことといたしました。

以上でご報告を終わります。

また、当委員会は、7月19日教育委員会主催の認定こども園視察研修に参加させていただきましたので、その主なことをご報告いたします。

視察先は明和町田島8番地の1、明和町立明和こども園でした。参加者は初見前教育長を初め、教育委員、文教厚生常任委員、保健福祉課から山田課長、加辺補佐、原町保育所市川主任、幼稚園園長会から山本副会長、学校教育課の一場課長、渡辺補佐、武井、谷両係長の計18人で、午前6時45分、原町をバスで出発しました。

明和こども園に10時に到着、石塚教育長、藤江学校教育課長、室井園長、宮川園長代理から説明を受けました。

園の総面積が9,921平米で、うち園舎2,119平米、運動場2,599平米、その他5,203平米、園舎は普通教室が12、遊戯室が2、職員室1、保健室1、乳児室1、教材室2、便所11、倉庫4、調査室1、子ども支援室2となっていて、園児数が320名、うち男子170名、女子150名、職員数は27名で、うち正職員が16名、臨時職員が11名でした。通園バスは2台、年間予算は1億8,000万円で運営しておりました。また、園舎建設の総工費は10億1,986万円でありました。

プロセスとしては、平成12年、幼稚園、保育園各3施設を統合、平成16年市内に幼保一元化の事務研究会を発足し、検討を重ねるうちに、12月に制度的に一元化が可能となった。平成17年には総合施設モデル事業の指定を受けている。平成18年、認定こども園制度が施行されたのを受けて、平成19年1月に申請をし、群馬県第1号の認定を受け、4月から幼保連携型の子ども園を発足との説明を受けました。

幼保施設の統合のときは、強い地域の反対がありましたが、執行部の指導力により、説明や説得を繰り返し行い、実施させたということです。現在は、反対していた地域の方々も快く受け入れているとのことでした。また、こども園の認定を受けることにより、多くの報告書や書類作成量が予想以上にあることも聞かされました。



人間形成の基礎となる乳児期や就学前の児童において、保護者の就労の有無の形態等で区分されることのない一貫した教育、保育の実現と、少子化や社会環境によって生じている諸課題を克服する上から、当町でもこの制度導入を検討する必要があると思いますが、立地条件等課題も多いことも確かなものであり、検討をしていかなければならないものと思います。

以上が報告でございます。終わります。

議長（菅谷光重君） 産業建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） ハッ場ダム対策特別委員会。

ハッ場ダム対策特別委員長。

（ハッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

ハッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） ハッ場ダム対策特別委員会より報告をいたします。

平成19年8月29日午前10時から午後1時まで、第1、第2委員会室において、閉会中のダム対策特別委員会を開催いたしました。委員9名、執行部より関口副町長に出席をいただき、国交省工事事務所、県対策事務所、町ダム対策課に説明員として出席を求め、ハッ場ダム関連事業の現場視察を実施いたしました。

初めに、県道林・東吾妻線と国道145号線の交差点改良工事の岩島駅進入路現地で対策事務所より説明を受け、次にJR吾妻川第2橋梁を視察しました。

次に、ふれあい公園盛土工事現場で盛り土工事について、藤井対策官、健康増進施設について町より説明を受けました。

次に、溪谷パーキング工事現場で町より説明を受け、十二沢パーキング予定地、町道4009号橋梁工事を視察、引き続き吾妻峡トンネルを通過して打越代替地造成地現場を視察しました。

次に、松谷第2トンネルに移動し、切羽まで入り、掘削状況を見て、雁ヶ沢ランプ、松谷盛土工事現場と移動し、対策事務所より説明を受けながら視察、役場に帰り、閉会をいたしました。

閉会后、懇談会に切りかえ、ダム関連事業の経過と事業資金、健康増進施設の経過、平成19年度詳細設計について、施設のランニングコスト、溪谷パーキング造成工事、吾妻峡遊歩

道補修等の詳細な説明を受け、質疑を行い、閉会しました。

次に、平成19年9月12日午後1時30分から午後3時35分まで第1から第3委員会室においてダム対策特別委員会を開催をいたしましたので、報告をいたします。

委員8名と菅谷議長の9名で、執行部より茂木町長、関口副町長に出席をいただき、ハッ場ダム関連事業について、国交省工事事務所、県対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策課、建設課に説明員として出席を求め、ハッ場ダム関連事業の平成19年度中盤の進捗状況について説明を受けました。

調査事項に入り、まず市川ダム対策課長より、平成19年6月20日から9月11日までのハッ場ダム対策事業の会議調整の経過報告があり、関係地域、関係住民のさらなるご理解をいただけるよう詳細な調整を行うとともに、国・県と一体となって確実な前進が行えるよう努力していきたいとの報告を受けました。

引き続き国土交通省の説明に入り、各担当課長より、町管内の用地買収の進捗状況、原石山骨材運搬路、台場盛土、盛土造成地線の調査関係、県道、町道、JR工事の進捗状況、大柏木トンネルの進捗状況、久々戸橋の工事予定などの説明を受けました。

次に、群馬県の説明に入り、内海次長ほか各担当者より、用地買収の状況、松谷第1トンネル、第2トンネル、雁ヶ沢ランプ、松上歩道、松谷盛土造成事業、県道林・東吾妻線、町道松谷・六合村線等の工事進捗状況、土地改良の進捗状況、県道川原畑・大戸線の進捗状況、ダム関連橋梁及びトンネルの名称選定委員会設置の説明がありました。

そして、最後に、町より基金事業の健康増進施設天狗の湯の詳細設計の基本的方針、詳細設計の要望、意見の集約、吾妻峡遊歩道補修、溪谷パーキング建設、ふれあい公園の盛土状況、公園整備の現状と予定について説明を受けた後に、ハッ場ダム事業全体についての質疑を行い、十二沢進入路の通行規制に伴う周知徹底、三西第2と上郷盛土の土地改良の実施時期、国道145号線と県道林・東吾妻線の供用開始の目途、大柏木トンネルの湧水、県道川原畑・大戸線の国・県の施工境界などの質疑を行い、閉会といたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（菅谷光重君） 地域活性化対策特別委員会。

地域活性化対策特別委員長。

（地域活性化対策特別委員長 前村 清君 登壇）

地域活性化対策特別委員長（前村 清君） 地域活性化対策特別委員会につきましては、町長さん、副町長さん、県の土木の所長さん、それからまた関係課長さんにご出席をいただき

まして、9月12日に開催をいたしました。その会議でのてんまつを報告させていただきます。

街路事業につきましては、平成19年度に繰り越しております事業があります。そういった事業を早急に進めたいということから始まりまして、いま一つは駅前にかげようとしております橋でございますけれども、それにつきましては、歩道の変更をしたい、要するに見直しを図りたいということで、群馬県の公共事業評価委員会に書類の説明を行い、いま一つは9月10日に事務局からまた説明もしたという経緯をいただきました。それで、原町駅前から川戸の方へ向かって右側、上流部に歩道がつくという計画だそうでございます。したがって、町で負担する分につきましては、今まで7億8,000万円という計画でございましたが、設計によってはその単価が変わってくるだろうということでございますので、今現在は一般的な橋に変更して、手続を県と協議中ということでございます。

それから、町づくりの交付事業におきましては、駅前の南口とかふれあいロード、ロータリーなどの整備をしたいということでございました。

それから、駅北土地につきましては、6月からはなかなか進展がないということで、行き詰まりの様子があるようございました。

それから、上信自動車道につきましては、現在真剣に県も取り組んでいるということでございますけれども、国道の353や原町から渋川に向かう県道、そしてやや狭い地域だけを目標に、なるべく早くに基幹道を通して交通の緩和を図りたいという考え方であるように話がされました。

それから、そうした多くの意見を抱える地域開発でありますから、意見としましては、川戸地区から多いと言われるかもしれませんが、あるいは原町地内でもそうでしょうけれども、長期にわたり都市計画の指定を受け、ひいては制約を受け、新築をしたい家屋、あるいはまた直したいといってもなかなか思うようにいかない、こういった問題については、途中でまた変更されて、またそのように投網がかけられたときには非常に迷惑するから、慎重にやってほしい、私どもはライフスタイルにおいて、大きく影響を受けているということの意見がございました。

それから、駅前の（仮称）吾妻大橋の建設については、県道だということであるならば、町が2割の負担をすることがいかなものか、そうではないんじゃないか。町が2割をまた負担して、そしてまた財産は県有になるということで本当にいいのかというような意見もありました。

それから、町道植栗線といいますか、日陰側でございますけれども、その整備の方を優先

してほしい、そこでは冬かなり雪が降ったり、アイスバーンになって、かなり危険が伴う、したがってそちらの道を早く進める方がいいんじゃないかという意見もありました。

それから、東地区、特に地域開発で宅地分譲もしておりますが、1戸売れ残っている。結局、悪い場所が残るんでしょうけれども、そういったことのないようにしてもらいたいというか、言われてもなかなか売れないかもしれませんが、そういった問題もありました。

それから、東地区の運動公園用地を企業がひとつ物色しているという話がありまして、それに対して、町が地価評価といいますか、専門家を頼んで調査をして、今話し合いをしているということでした。

それから、県道の田辺橋が残されては困るんじゃないかという話がありました。それは、維持管理が大変だからなるべく県道にしておいてほしいという意見がありました。調査をしている段階ではありますが、若干橋の強度も見直しというか調査をしたり、いま一つは県道が高崎・東吾妻、それから中之条・東吾妻ということで、県道がダブるところもあるので、上手にするといいですか、うまくすればという言い方をしましたけれども、田辺橋も両方が県道になるのではないかというふうなことを回答としていただきました。

多くの意見が集中し、ひいてはこの町の開発について関心の高さが示されたということですのでございます。

以上で報告を終わりにします。よろしくどうぞ。

議長（菅谷光重君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように、各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定をいたしました。

## 町政一般質問

議長（菅谷光重君） 日程第2、町政一般質問を行います。

須崎幸一君

議長（菅谷光重君） 5番議員、須崎幸一議員。

（5番 須崎幸一君 登壇）

5番（須崎幸一君） ただいま菅谷議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私たちの暮らしの中で、交通手段を持たない町民にとっては、公共交通の果たす役割は大きなものがあると考えております。

そこで、町長がイメージしている公共交通網の基本的考えと役割について質問をいたします。

まず最初に、公共交通網の現状と問題点について、どのような認識でおられるのかお聞きいたします。そして、現状を見直して再編を図る考えがあるのかどうか、また見直しをする場合に、その具体策を町民に明示される時期はいつごろになるのか。今後予想される高齢化が進む中で、高齢者などに対する交通手段の確保の面で、全町的に網羅したコミュニティバス等の運行システムの確立に向けての考えがあるのかどうか。

今後、中学校統合問題を検討する場合に、スクールバスの運行体系の見直しは欠かすことができないと思います。その中で、効率性を考慮した場合に、公共交通機関との連携は必要であると思いますが、町長はどのように考えておられるのか。

最後に、この公共交通網の再編を図るために、住民を含めた検討委員会を立ち上げる意思がありますかどうかお聞きいたします。

以上、質問を終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 須崎議員からの公共交通網の基本的な考えというふうなことでございますが、現在公共交通として住民が利用できる町内運行の交通機関は、JRの列車、JRの高速バス、関越交通の乗合バス5路線、関越交通乗合タクシー、高山バス、浅白観光タクシ

一、関越交通タクシーがありますが、JR高速バス以外は利用者がすべて減少の方向でござります。全国的に見ても、利用者の減少により事業者の撤退がふえており、自治体が地域の足を確保するため、代替バス等を運行することにより自治体の負担は年々増加しており、利用者の減少がますます利用しにくい環境になるという悪循環を招いております。

公共交通網の再編を図るに当たり、町がかかわることができるのは、委託運行している乗合バス、乗合タクシーで、この代替バスは事業者撤退後の地域の足を確保したものであることから、コミュニティバスと位置づけてもよいかと思われます。しかし、利用者の減少が財政を圧迫していることから再編は必要と考えております。

なお、近隣自治体と共同で運行委託をしている路線があり、それぞれの自治体とも意見交換を行っております。近隣自治体も再編については必要性を認めておりますので、具体策を検討し、慎重に進めなくてはならないと考えております。

また、現在のスクールバスの利用につきましては、小学校及び幼稚園の統合時の条件により決定されており、距離など一定の決まりがないことが課題となっております。なお、現在、路線バスを利用して登下校している園児、児童、生徒もいることから、これらの路線については当面現状を維持したいと考えております。

また、運行体系の見直しにつきましては、児童数の動向、クマの出没などの登下校時の安全対策を考慮し、東吾妻町立学校通学問題審議会において、経費の削減、利便性、安全性を検討していかなければなりません。公共交通網の再編を図る場合においては、安全性を確保しつつ、なるべく経費を削減して住民の意向を反映し、効率よく運行することが理想ですが、交通弱者を守るため、全町的に運行するには曜日ごとに地域を変えて運行することなどが考えられます。これら必要性や実現性を含めて判断していきたいと思っております。

小規模な変更については、利用者、運行地域住民の意見などにより決定することで問題ないと思えますが、根本的に再編を図るに当たっては、検討委員会を立ち上げていきたいと考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 公共交通に関係する費用を見ますと、平成18年度の運輸対策費は7,090万円、通学バス運営管理費、通学通園通所対策補助金等については3,480万円、この2つを足しますと1億円を超える金額が支出されております。こうした現状を踏まえながら、今後町民の皆さん、とりわけ公共交通機関を利用している高齢者、弱者の方々の問題を、どのような形で必要としているのか、その辺を探っていただき、解決に向けて、できる部分に

については速やかに対応していただきたい。

具体的に申し上げますと、新町になりまして旧東村と旧吾妻町、バスを乗り継がなければ本庁の役場にも来れない、こういう現状は町長は十分承知していると思います。その辺の細かい点でありますけれども、この問題については速やかに対応できるんじゃないかなということをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、合併時に策定しました新町建設計画の中に、人と自然環境に配慮した社会基盤整備の施策として、公共交通機関の整備が位置づけられております。主要事業として3点が載せてあります。

1つには、町内循環バスの検討、2つ目が路線バスの運行体系の充実、3つ目がJR吾妻線駅周辺の整備、また安心な保健医療体制の推進の施策の中にも、病院や福祉施設を結ぶ公共交通の整備が明記されていますので、この公共交通機関の果たす役割を十分理解した上で、今後の検討の中で、例えばデマンド交通システムや福祉タクシー制度などの導入も視野に入れながら、一般住民を交えて、本当に全町的な公共交通網の検討をしていただいて、新しい町、東吾妻町になってよかったと思えるような町づくりの施策の一つにしていきたいと思いますので、よろしく願いします。

再質問を終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ありがとうございます。

まず、交通弱者と言われる方、本当に大変な面があるというふうな認識をしております。全般的な形で我が町の交通網というふうなもの見直しは、既に行っておるわけなんです、なかなか難しい面がございます。といいますのが、幹線だけというふうな形であれば、まずまずはいくと。ところが、やはり枝に入っていく、その支線が意外と長い距離があるというふうなことでの組み立ての難しさというふうなものがあります。それと、やはり費用の件もでございます。そんな中で、先ほど議員がおっしゃっていただいた御園で乗り継がなければいけないというふうな問題、これについては、隣の渋川市との協議というふうなことで、前向きな協議をしておりますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。

スケジュール的に申し上げますと、ことし中に具体的な案がご提示できれば、来年の4月からはつながることができるのかな。そうしますと、東の方も、東地区の方が原町日赤病院であるとか、この役場、それから商業地というふうなところに直接的に乗り入れをできるようになるのではないかと、そんなふうな期待をしております。まだはっきりとした結論

は出ておりませんが、早くそうなるようにこれからも努力をしたいと思います。

なお、高山バスが高山村から日赤を通過してベイシアまで行くという路線もしております。あれもかなりの産みの苦しみというのはあったようでございますけれど、それも参考にしながら、皆さんの足の確保、それに努めていきたいと思います。

あとは、乗合タクシーであるとか、かえってタクシー券にしてしまったらよろしいんではないかとか、いろいろなことが考えられてはおります。ただ、それぞれがやはり一長一短ありますので、先ほども申し上げました検討委員会のところで、皆さんによくご検討いただいた上でスタートできるような形をとりたいと思います。

なお、スクールバスにつきましても、統合との関連もございますので、その辺のところがちよっと足踏み状態になっておるといふうなことで、当初中学校の統合を視野に入れた中での全町的なバスの運行というふうなものを考えておりましたが、それも含め、二本立て、三本立て、いろいろな形で総合的に検討していきたいと思います。そうしないと、早くしないと乗る人はますます少なくなる、そうならないうちに打つ手が必要なのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 大変ありがとうございます。

今、町長がお話しされたことを実現に向けて、本当にやっていただくことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） いろいろなケース、254平方キロだったでしょうか、すごい広さなので、その辺のところ、皆さんでよく検討していただき、民間の力を活用して協議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 須崎幸一議員の質問を終わります。

橋 爪 英 夫 君

議長（菅谷光重君） 続いて、13番議員、橋爪英夫議員。

（13番 橋爪英夫君 登壇）

13番（橋爪英夫君） それでは、私は今現在、我が町に計画が進められておる木質バイオ



マス発電事業の町の考え方について質問をさせていただきます。

平成17年7月より計画が進められ、岡崎地内の木質バイオマス発電事業であります。計画を進める会社は今年8月までに3回の説明会を行ってまいりました。説明内容は、会社の概要、バイオマス発電事業内容については、本事業でのCO<sub>2</sub>の発生抑制、地球温暖化の防止に寄与する、不法投棄の減少、地球環境の改善、地域の環境産業育成に貢献等、社会に貢献度は極めて高い企業であるという説明をされております。

要は、一般廃棄物の木材等の処理施設であります。地域の住民に対して、安心、安全面で今後どのような町の対応をされるか、その点を私はお聞きしたい。

まず、一番問題になるのは、騒音、悪臭、煙等による被害は本当はないのか。

2つ目として、プラスチック等が入らない木質バイオマス資源のみである確認は、いかにされるのか。

3つ目として、今後地域内に関連施設等の計画が出された場合はどう考えるか。水源近くや住宅近くに計画ということで書きましたけれども、例えば岡崎地内でもこのバイオマス発電の事業が計画されている土地の所有者は、同じ岡崎地内に相当広大な面積の土地を持っている。今現在、借地ということで広場、いわゆる榛名山に近い広場の上の方であります。この場所についても、岡崎住民の水源地近くということでありますので、この辺のところも今後、関連される施設ができる可能性があるかもしれない、そういう意味を含めて、町の対応をお聞きしたいということになります。

以上、3点についてお考えをお聞きしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。  
議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） バイオマス発電事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

バイオマス発電事業につきましては、廃木材を燃焼させて電力を発生させ、RPS電力として売電をする事業であります。このRPSというのは、経済産業省の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の事業というふうなことで認定された事業だというふうなことで、新エネルギー事業者支援対策費補助金を受けて始める事業だというふうなことでございます。

この計画概要といたしましては、岡崎地内の約2.9ヘクタールの土地に発電プラントを建設し、年間約12万6,000トンの木質チップを燃やして、1万3,800キロワットアワーの発電を行う計画でございます。プラントの建設は、平成20年2月ごろから始め、平成22年2月には営業開始の予定とのことでございます。開発行為の申請につきましては、都市計画法に

より、県の許可となっており、ただいま事前協議を行っておる最中でございます。

騒音、悪臭、煙等による被害については、現在事業者が県の環境影響評価条例による環境への影響を最小限にするための調査、予測、評価、いわゆる環境アセスメント調査を行っております。また、県でも、この条例に基づき専門の先生による審査会が行われ、事業者は事後調査報告書の提出が義務づけられております。これら一連の手続により、最小限の被害にとどまるのではないかと考えられます。

また、燃料に木質バイオマス以外のプラスチック等の混入がないかというご心配でございますが、特定の会社以外から原材料の仕入れはしない計画になっておりますし、木質バイオマスを燃焼させると、焼却炉が破損する可能性があるため、原材料については精査をすることとでございます。また、県は、営業開始後も環境影響評価その他の手続の状況を、立入検査等を含め、事業者の調査を行うことをいたします。

なお、念のため、町といたしましても、立入検査等ができるような公害防止協定を結ぶ予定になっております。

次に、今後地区内に関連施設等の計画が出された場合、どう考えるかということについてでございますが、これはケース・バイ・ケースではありますが、当然地域住民の賛成がなければならぬというふうなことを考えておりますけれども、地球温暖化防止循環型社会形成等に関係する施設であるならば、できる限りの協力をしていきたいと考えております。これにより、雇用の創出も考えられるのではないのでしょうか。

いずれにいたしましても、地域住民の安全、安心を最重視して対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） ありがとうございます。

私は、今申し上げた騒音、悪臭、煙等は絶対大丈夫なのかというのは、あの地形が特殊な地形、特殊な地形と言うとあれですが、私も茨城県の施設を見させていただきましたけれども、平たんなところの産業廃棄物等の施設がいっぱいある真ん中にバイオマス発電の施設ができておりましたけれども、あの岡崎地内の場所は、いわゆる一段下がった沼尾川のそばであり、聞くところによると、煙突はどのくらいかという質問をしたら、80メートルということで、大分会社も煙突を上げたようでございます。ただ、煙は人間の目には見えないような煙だということですので、その辺は余り煙は出ないんだと思うんですが、あれだけ一段下がった場所に発電所ができるということで、果たしてその煙突の上はどの辺の高さにな

るのかわかりませんが、人家が、そうですね、杉の木が2本、約50メートルくらいは上がるんでしょう、そんなに上がらないでしょうか。あのがけの上に人家があるわけです。今現在、岡崎の沼尾橋の対岸に産業廃棄物の施設があり、投棄しておりますが、夏、6月ごろになると、八エヤにおいがこちらへ来るという住民の声があるんですね。やはり冬は北風で渋川方面へ飛んでいきますけれども、夏のこの時期になりますと、その辺がどうなのかなというふうに私は心配があると。ただ、会社としては80メートル煙突を上げますということですので、その80メートルというものは、近くの住宅の高さとどのくらい合致するのかわかりませんが、その点も今後町は見守りながら、ぜひ住民の安心につなげていていただきたい。

町長申し上げるように、確かに固定資産税が年間2,000万円でしょうか、7人が8人雇用してくれるということで、町も魅力であるところもあるでしょうけれども、私はやはり住民の安心、安全が第一だと思っておりますので、ぜひともその辺のところをお願いしたいと思います。

それから、騒音規制の問題で、先般第3回の会議で、岡崎、柏原地区の約50何戸の戸数があるでしょうか、説明会の内容を見ると、全くバイオマス発電の説明会を行いますというチラシなんですね。50何戸のうちで集まったのは10戸でありました。その10戸の人に、2週間以内に特に問題がなければオーケーということにしますという会社の意向でありましたけれども、騒音規制のものは、いわゆるあれは何種だったでしょうか。二種から四種に上げたいということで、昼間の規制はクリアする、夜の規制が53くらいだと45ではクリアしないから、四種に変えて55にしたいんだということで説明会をしたようでありますけれども、集まった戸数は50何戸のうちの10戸足らずでありました。そんなことで、一部の人が集まったところでそれでオーケーかどうかという問題もありますので、その辺を含めて再質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かに、予定されている建設予定地は特殊な地形というふうなことで、逆に言うと、だからこそ地域住民も、そこだったらよしというふうなことになったのではないかなというふうにも想像はしております。私よりも橋爪議員よっぽどお詳しいようなことではございますけれども、煙突の長さもやはりそういった特殊な地形だから長くしたんだというふうなことは聞いております。

先ほど来の煙であるとか、騒音、悪臭、煙、この辺、やはりそこで事業が行われるという

ことで、今までよりは間違いなく多くなるんだろうと。だから、今よりはうるさくなったり、においもしたりするのかもしれませんが、それはわかりませんが、ただ一応被害をゼロということだけでなく、あくまでもその環境基準に合って、そしてそれは一般的に、今そういった環境基準が厳しくなっておりますので、特に近隣住民の方々には特段のご迷惑はかからないのではないかというふうな判断としか申し上げようがないわけでございます。そして、すべてが県の認可であるとか許可、そういったようなことでございますので、我が町とすると意見書の提出であるとか、そういったようなことだけに限られます。

ただ、そんな中でも、地元住民の方の安心というふうなもののために、我々が何をなすべきかというふうなことで、特別に協定を結ぶであるとか、そういったようなことで、私どもも監視をある程度できるような、そしてその会社とともどもやっていくようなつもり、その辺のところは、いつも情報を公開していただくというふうなつもりでおりますので、これからも何か問題があったら、いろいろ発信をしていただければありがたいというふうにも思っております。

それから、確かに私ども、固定資産税が町に入るというふうなことも大変な魅力ではございます。ただ、それよりも住民の安心の方が当然というふうな考えではございますので、雇用の創出であるとか税金であるとか、いろいろなことでメリットはありますが、そのメリットだけを追い求めるのではなく、ただ地球温暖化、今のこのバイオマスというふうなことで、循環型社会の形成というふうなものも、やはりこの町の中に、群馬県で初めてできるバイオマス発電というふうなものができることは、我が町の一つの売りといえますか、顔にもなるのではなからうかというふうに思っております。

尾瀬が国立公園化されたときに、群馬県の方があいさつの中で、尾瀬が国立公園になった、そういったように、地球の環境を守っていくというふうなことに群馬県は力を入れていくなだ、ですから、その一つとしてバイオマスというふうな事業も今考えているんだ、推し進めているというような話を、ごあいさつをされたそうではあります。

騒音の問題で、住民説明会が10戸しか出なかった、ただやはり町としては、住民と会社の間に立って、できるだけ調整を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） ありがとうございます。

最後に、隣接するというか、近隣と言いましたけれども、岡崎の広場に用地があるという

話をしましたが、かつて大規模畜産の方が来たいというお話があったわけでありまして。ただ、あれは岡崎の水源地のそばであります。そんなことで、地域の人も非常に敏感になっておりましたので、その辺を含めて関連施設ということでお聞きしたわけでありましてけれども、ぜひ町長もその辺、頭の隅に置いていただいて、今後そういうことがあった場合には、ひとつ対応をよろしくお願ひしたいと思っております。特に答弁は要りませんけれども、ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはり、そういったような問題は、地域住民が一番安心でないといけない。ですから、そういった町にとって魅力があるであるとかも捨てがたいですが、やはり住民と会社の間立って、どうしたらいいのかという調整を図っていく、そういったスタンスでいきたいと思っております。基本は、今この町に住んでいる住民というのが最優先されるというふうな考えでおりますので、よろしくお願ひします。

議長（菅谷光重君） 橋爪議員の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩をとります。

（午前11時07分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午前11時15分）

前 村 清 君

議長（菅谷光重君） 続いて、14番議員、前村清議員。

（14番 前村 清君 登壇）

14番（前村 清君） 通告に従いまして、3点ほどお伺いをいたします。

まず第1点目は、東吾妻町の形と申しますが、町の形、どこにどのようにこの町を導いていこうとしているのか町長さんにお尋ねをいたします。

なぜならば、合併後の町の指針、集中改革プランなどそれぞれに字句は見られますが、こ

町の将来像や産業構造については、余り具体的なものが見られません。また、町の形成する基本指標とも言えます人口構造についても同様であります。町づくりの基本は地域づくり、地域づくりは人づくりであります。町の中心部の人口密度は横ばいからやや増加しているものの、周辺地域は高齢化が進み、過疎化は深刻なものとなっています。将来、この町をどのような特徴ある住みやすい町、特に高齢者にも優しい町にしようとしているのかお聞かせください。

この表は、2年ほど前の吾妻町と東の人口、年齢構造といいますが、人口の構造でございます。そして、これを町でこうしたものをつくっていただきました。これが2007年のものでございます。2年後のものであります。それで、それを20年後、西暦2025年ですか、それに20年後のものに直しますと、このように下が小さく逆ピラミッドに変わってまいります。

それから、いま一つは、人口は東と合併しましたものを、これは古い東村と一緒に合計したものでありますが、このように変わってまいりまして、それで大正14年から見ますと、出生率、一生のうち女性が産む率であります。合計特殊出生率に見ますと、このように下がってくる、これが都道府県の平均値でございます。これは全国的なことでもあります。それも、同じに東吾妻町においても行われているものでありまして、特にこの計算におきましては合計特殊出生率、国立社会保障・人口問題研究所の資料を使わせていただきました。

町を形成する人口年齢構造は、理想とはかけ離れてきているというのが実態であります。将来を担う若者の減少は、山村地域として大変不安でございます。町の人口構造についてもお聞かせください。

2点目は、住民が参加する町づくりであります。

地方分権一括法、そして補助金、交付金、税源移譲の改革を同時に進める三位一体改革が国を挙げて行われようとしております。この厳しい財政状況のもとに、税源移譲の少ない行政改革が地方において、非常に財政の圧迫につながりかねません。混迷を深めています。

このたびの税源移譲による行革も、自主財源であります所得税は1月から、住民税は今年6月より大幅に改正され、税源移譲、定率減税の廃止や町民税、県民税について、税対象額200万円以下は増税になりました。この税制改正は、町民の戸惑いを隠せません。

この表でありますけれども平成19年から一気にこういうふうになっているのかわかると思うんですが、このように税源移譲によって税は上がったものの、町民負担はふえたということで、非常に町と町民の間にも問題を残す結果となっております。これは国のことでもありますので、そうした財政の厳しい中におきまして、新しい数値としてこの町が財政力

指数は0.433で、一般会計、企業会計、総合計で140億円程度の資金を使う行政サービスが計画されています。交付税依存度の高い町の財政事情は、自主財源でこの町の人件費を賄うことができない状況になっております。平成19年度の予算の義務的経費は約40億5,900万円、準義務的経費で見ますと56億5,700万円程度であります。非常に固定費が大きな町となってしまっております。

私たち住民は、町は金がなくて何もできないと聞かされ、ほとんどの要望をあきらめ、不満はありますけれども、我慢を何年も何年もしているのが現実です。だれもが愛するこの町の将来の理想を夢描いて見ることさえできないという声が多い。町に計画される事業も、同様に金がないのなら中止したらと投げやりのような気持ちになりがちであります。いかがですか。町の将来の夢を、町長さん、互いに手を組んで語ろうではありませんか。過去においては、町づくりは長期にわたり行政主導で行われ、蓄積されたノウハウ、予算に裏づけされた町の権限、行政が町の隅々まで運営してきた経緯があります。住民もこのスタイルに、私どももなれ親しんだ面もありますが、昨今の諸般の厳しい情勢は、これを許してくれなくなりました。

町の財政力、つまりは平成18年度の町の標準財政規模は48億3,000万円程度であります、平成19年度の一般会計には82億円と1.7倍にも及ぶ予算を計上しております。町として、やや背伸びした予算と思われれます。お金の使い方を見直す時期が来たのではないのでしょうか。これからの町づくりは、行政主導でなく住民参加の町づくりが極めて大切だと思います。町長の所見をお伺いいたします。

3点目は、町のセーフティーネットであります。

近年、高齢社会の浸透とともに、孤独死や近所にいて踏み込めない個人の持つ情報や、病気のときに頼るのはだれなのだろうか。子供だとしても、仕事でなかなか連絡がつかない、不安を抱えています。独居老人などの安心、安全への支援対策についてお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 合併後の東吾妻町の形、住民参加の町づくりという、そしてセーフティーネットについてのご質問でございますが、この東吾妻町に限りませんが、少子高齢化が進み、元気な町づくりを推進する上では極めて厳しい人口構造になると思われれます。企業誘致や産業の育成により就業場所の確保に努め、町民の一人一人が元気を発信できるよ

うな意識になっていただくことが重要だなと考えております。

合併後の新しい町については、地域の均衡ある発展を目指し、町づくりの方向性や将来像を示している新町建設計画を尊重しながら、町民、地域、行政がそれぞれの役割を互いに認識して認め合い、それぞれの地域において個性を生かした魅力ある町にできるよう、それぞれの地域の考えを生かせるようなシステムを目指していきたいと考えております。

議員ご指摘のように、町の財政は国の三位一体改革の影響や税収等の自主財源も少なく、非常に厳しいものがございます。かといって、予算がないから要望にはこたえられないということでは、町は元気になりません。町民の声に耳を傾け、やるべきものはやると取り組んでまいります。

また、本年度予算が背伸びした予算規模になっているとの件でございますけれども、規模が膨らんだ主なものとして、国家的なプロジェクトである八ッ場ダム関連事業を実施していること、教育環境の整備、原小の建設工事等が理由として挙げられます。これらの要因を除くと、実質的には66億円程度となります。国でも、ことし6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布されました。内容といたしましては、健全化を示す4項目、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率となっており、平成20年度から適用され、公表が義務づけられております。これらの状況を踏まえつつ、一層の財政健全化に努めるとともに、議員が率先して行われているNPO活動やあざみの会などの地域づくり、団体活動のような住民の活動を支援するとともに、住民の声を反映させるため、町政座談会や住民意見募集制度等を創設し、住民と行政がともに考え、決定し、責任を共有する協働型社会への転換を図りながら、地域に開かれた住民参画による行政運営を進めていきたいと考えております。

なお、行政の上では、この役場が住民に一番近い存在であるはずでございます。住民の方々も、そして職員の一人一人もこの意識で活動していただきたいと思っております。

次に、高齢化に伴う住民のセーフティーネットについてのご質問にお答えをいたします。

全国的に少子高齢化が進んでおりますが、東吾妻町においても高齢化率が29.5%を示しており、それは町民の3人に1人が高齢者と呼ばれるような状況でございます。町では、毎年地域の民生委員さんをお願いをし、ひとり暮らしのお年寄りと65歳以上のお年寄りだけの世帯の基礎調査を実施しております。親族等、緊急時の連絡先を調査したり、困り事相談を受けたりなどの活動を実施しております。緊急時には、地域の民生委員に連絡をいただければ対応をいたします。ただ、個人情報保護の観点から名簿等の公表ができませんので、ちょ



つとの問題はございますが、地域としての情報収集は行っております。

しかし、残念ながら、当町でも孤独死が既に起きております。つい先日も、民生委員が調査に伺った折に、ひとり暮らしの老人が倒れているのを発見し、救急車の手配をした事例がございました。

独居老人などの安心、安全への支援対策でございますが、現在当町では、独居老人のお宅に緊急通報システムの設置をしている世帯がございます。朝夕の安否確認を実施したり、緊急時には協力者に通報が行くシステムでございます。設置については、福祉の係に相談をしていただければと思います。このほかにも、湯沸かしポットが通報してくれるシステムや、いろいろなことによって、生活をしていることの確認が行えるなどの方法もあるとのことでございます。過疎化や世代間の隔絶、プライバシーの保護など、いろいろな問題がございます。民生委員や個人の活動には限界が総じてあります。地域の一人一人の皆様が連携をとりながら、見守り活動を展開していただくと理想と思っておりますが、いずれにしましても、皆様のご協力なしでは地域の福祉というふうなものは行えないと思っております。どうぞ皆様のお一人お一人のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 大変ご丁寧にご回答を賜りましてありがとうございます。

しかし、町づくりにつきましては、あと幾つかまだ疑問点を残します。つきましては、質問させていただきませんが、どうしてもこの人々が住んでいる町なんです。この部分には意外と触れていただかなかったように思いました。

住民の有志により組織化し、協働の知恵、あるいはそうした提案のもとに財政に裏打ちされた生活環境、農業、商業、工業を具体的に構築することが必要ではないでしょうか。

実は、私独自に県内の行政をそれぞれに調査をしてみました。町づくりの仕事は、伝える人々、受ける人々の熱意と長期ビジョンが必要です。特に、住民満足度、職員の満足度が大きい影響するものだというふうに思っております。

特に、職員の皆様方につきましては、町のスポークスマンとして町政に対して、あるいはまた執行に対して、それぞれに伝えていく役割があるだろう。そのときに、職員の満足度というのは、町民にはすぐわかるんであります。その職員の満足度というのは、上司が管理だけでなく、マネジメントしているかどうか課題ではないでしょうか。

それから、住民、顧客の満足度は、役所という場所ではほとんどの人が住民よりも政治家

といいますが、つまりは議員の方向に目を向けている、大変難しさがあさうです。役所のシステムが責任をあやふやにしているようなことも聞かれます。なかなかしゃべっていただけないんですけども、聞かせていただきました。そうしますと、自治体はサービスの顧客セグメンテーション、つまりはこう分類的に分けるということでしょうか、そういったことをしにくいものですから、なかなか対応が難しい。ですから、公平性という大義名分のもとに、行政改革は怠りがちということになかなか改革されない。住民の方々をもちろん顧客だなんて思わないということの習慣も多々あるようでございます。

自治体職員が次第に入所して、入所して今は就職して、だんだん意欲を喪失していくのはなぜなんだろうか。民間企業は本気でやれば、少なくとも給料は上がるとか、そういうことで真剣になれる。それなのに、なるべくしない努力をするような方向に見受けられることも非常に問題なんです。でも、町づくりはそうした人々の発言によって、あるいは誘導する職員によって大きく変わるんじゃないかと思うんです。成果が見にくいからと言われますけれども、組織形態等の問題は民間も同じだと私は思います。自治体も、目的意識、問題意識を持てば変わるだろう、公共福祉の実現というあいまいな目標で時間を過ごしているのではないのでしょうか。まず組織って何を指すのか、そのために職員は何をすべきかということ徹底的に議論することをご指導いただけますでしょうか。

職員も家に帰れば町民です。地域のボランティアの活動の先頭に立ってもいかがでしょうか。お客様、あるいは町民を満足させるためには、従業員が満足しなければいけない職場環境があると思います。心のこもった明るい接客をするよう心がけるように、あるいは町づくりのために積極的に取り組むように、町長さんからもご指導いただけませんかでしょうか。その取り組みが非常に必要不可欠な事項となるのではないかというふうに思います。いかがでしょうか、町長。よろしくどうぞ。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） いろいろご指摘をいただき、ご指導をいただきましてありがとうございます。

実は、地域のお祭りであるとか、神社だけに限らず地域自体がやっている納涼祭であるとか、いろいろな行事がございます。運動会にしてもそうです。そういったところに、この町の職員が中心的な役割であったり、事務局をやってくれたり、当然その村でも一番この事務にはたけているのではないかなと思います。そういったような自分の力を地域の中で発揮してくれるというふうなことを見ると、すごくうれしいといつも思っています。

実は、昨年町長になって一番最初に初登庁した日に、職員には申し上げました。あなた方は、まず町民なんだ、地域の人間なんだ、それが職を得てここで働いているというふうなこと、町民というふうな感覚を忘れずに職員としての仕事をやってほしいというふうに言ったことを思い出しております。そういった町民としてサービスを受ける側、そしてサービスを提供する側、当然同じ人間が行ったり来たりというのは難しいことにはなるかもしれませんが、ただ、自分が住民で、そして家族が住民でというふうなことに思いをはせれば、当然ながらお客様との対応というふうなものはよくなっていくのではないかと。議員がおっしゃるとおり、やはりこの町として今何をなすべきか、そういった目的、そして問題意識、そういったようなものを、もう一回この役場の中で見直しをして取り組んでいきたいというふうに思います。

これからいろいろなご指導をいただければと思いますが、確かに民間との違いというふうなものはあるのではないかと。民間と違っていいところもどこかにないだろうか、皆さんもそういったようなことで、職員の指導に当たっていただければありがたいと思います。私も精いっぱいやろうと思っています。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 産業構造について触れていただけませんでした。今ここで申し上げます。

町の形と申し上げたのは、現在この町の中で、中心部には商業というのがあります。それは外周一部には製造というのもありますけれども、大半は農業を主体とする町民の方々が大半でございます。その中に、農地の荒廃がこの町では約500ヘクタールに及びます。その農業の視点を切り口を変えてこの町を見ていかなければならないのであろう、あるいは町長さんだけに限るのではないでしょうけれども、やはりその方向性は示すべきではないだろうかというふうに思うんです。

それには、やはり町民との役場の職員さんとの会話が最大限に必要なではないかということに思います。それで、そうしたことが、かなり今残されたものとしてありますから、特に私は町長さんをお願いと質問が一緒になりますけれども、職員の方々はISO、そういったものに挑戦をして、当てはまらないとおっしゃる方もいるかもしれませんが、そして町民の皆さんと役場の職員が、どう接していくことがこの町にとっていいのかということをやはり学ぶべきではないだろうか。企業に学び、行政に学び、そして行政から発信するということがではないのかというふうに私は思うんです。それはなぜならば、職員のノウハウが一番高い

からなんです。それを構築していい町にしていきたい。

それから、合併して役場が遠い、今近いと町長は言われましたけれども、一番遠い。ここまで出てくるのに病院にお支払いする薬代よりはバス代の方が高い、こういう交通弱者の人も地域にはいるんです。ですから、そうした場合には少なくとも町長さんが植栗でありますから申し上げますけれども、植栗地区担当の職員がいた、あるいは岩井地区担当の職員がいた、こんな細かくできないかもしれませんが、合併した強みなんですよ、それが。だからできるであろうと申し上げるんですが、いずれにしても、そうした改革を行って、もっと町民が、あるいは職員が町民に近い距離にいて、話が聞こえて、どう対応するかは協議の中としても、ぜひ進めてもらいたいというふうに思うんです。産業、ひいては機構改革をすと言われているからやられるでしょうけれども、そういうときにお役立ていただきたいし、また考えてもいただきたい。だれもが思うのは、この町をよくしたいと思う発言であります。どうか町長さん、その辺をご理解いただいて、ご回答いただけるものがありましたらよろしくお願ひしたい。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 産業構造、先ほどお答えをできませんでした、申しわけございません。

この町は、農業を基幹産業としてというふうな表現であります。今その農業がかなり疲弊しているという、ただ疲弊しているから畑であるとか田んぼは幾らでもあると、逆の発想でそこに就職をするんだというふうな、そういったような産業構造が目指せばいいなと。それは、農家の跡取りというふうなことだけでなく、都市部で生活していた方がUターンをして農業にかかわってくださる、今各地ではそういったような取り組みもされています。群馬県でも、ふるさと回帰支援というふうなこともありますので、そういったようなところで連携をしてやっていきたいというふうなのが一つはございます。

あとは、一般的に産業という、会社であるとか工場、そういったような誘致というふうなものも考えられるわけでございますが、今現在ある立派な会社もございます。でも、意外とそれが認知度が少なく、先日も20人の大学卒業の社員募集をしたところ、結果的には10人しか集まらなかったというふうなことも聞いております。意外とその辺は穴場なのではないかというふうにも思います。

いずれにしても、そういった産業の発展というふうなことがないと、やはりこの地域から人口はどんどん流出してしまう、せっかく大金をかけて育てた人材をよその地域に取ら

れてしまうのは、何としても防がなければいけないというふうに思っております。いろいろなお知恵をかりながら、それに対する対策というのはとっていきたいと思います。

なお、職員がISOに挑戦するというふうなご提案でございますけれども、太田市がたしかISOは既に取り入れてやっております。確かにそぐわない面というのはないわけではないんだと思います。ただ、それに挑戦するというふうなことは、やはり非常にいい刺激、それが先ほどおっしゃっていた目標意識であるとか、問題意識につながるのかなというふうに思います。そういったようなものにも挑戦をし、そして地区担当職員を置く、そういったような考えも従前から持っておりましたので、本来ならば地区担当職員とわざわざ割り振らなくても、田舎の人たちと相談をした中で、住民票くらい、自分で、言ってくればいつでもとってくるよというようなことでもできればいいのかな、職員との協議をシステムの構築というふうなことをしないと非常にやりにくい面もございますでしょうから、そういったシステムの構築には始めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、この町をよくする、それはここにいる人間のすべて共通した考えであるというふうに認識しております。みんなで力を合わせていくということ、その意識が一つになっていくということが重要かなと考えます。いろいろとご提言、ご提案というふうなことをしていただければありがたいと思っております。これからもよろしく願います。

議長（菅谷光重君） 前村清議員の質問を終わります。

#### 大 図 広 海 君

議長（菅谷光重君） 続いて、10番議員、大図広海議員。

（10番 大図広海君 登壇）

10番（大図広海君） 議長よりお許しをもらいましたので、僭越ながら一般質問をさせていただきます。

先ほどの前村議員及び茂木町長の答弁に対して感服するものがあり、すみません、社交辞令でした。そういった中で、一つ統一した見解として住民自治という考え方が定着しているのかと思った次第です。そういった住民自治の一つの方策、各論に置いておいて具現化していくと、そういったところで任意制の選挙公報という部分について伺います。

近年、多くの自治体でマニフェスト選挙が話題を呼んでいますが、当町においてもその傾

向は顕著なものとなってきました。我々もその中に身を置いた一人です。従前より、この任意制選挙公報というのは規定されておりましたが、記載制限が500文字ということになっておりましたので、費用対効果の点から判断しても疑問が残っており、当時の考えなんです、地方選を軽視したような、そんなような考えが残っていた記憶があります。

ところで、この500文字制限が撤廃されて久しいのですが、事あるたびに、これは選挙管理委員会の方の、具体的には事務局になると思いますが、その導入を訴えていたところですが、今までの経過でいえば事務局員からは時間がない、そういった内容の答えしか得ていません。役所言葉で言う検討課題という中にも入っていないようでした。

一例を挙げれば、これは本年4月の話なんです、選挙長及び選挙管理委員会事務局長に、告示期間が5日と定まったのはだれが定めたのですか、あるいはその背景はどういうことなんですかと尋ねました。それは、立候補届の最中でした。選挙長いわく、知りません、事務局長いわく、法律で定まっているのでは……というような表現でした。

こういった状況を踏まえて本題に入りますと、公職選挙法第172条の2、これは、条例で定めることによりという条件を付しながら任意制選挙公報の発行を認めています。当然ながら、当該選挙管理委員会の事務となっております。候補者が選挙公報、政治姿勢等々をするさまは、議会制民主主義の根幹であります、先ほど来の住民自治という、この一つの事例として候補者が練り上げたものに対して住民がどうやって評価をするか、これが文書で提示ができる、これが住民自治の一つの、何と申しますか、前進の礎になるか、私はこんなふうに考えております。

当然ながら、私たちも選挙のたびにそういった行為に及ぶんですが、すみませんけれども、平日の昼間では、皆さん仕事に忙しく、在宅している方はごくまれです。その中で、我々がどうやって訴えていくか、非常に疑問を残しながら、これは議員各位皆同じだと思います、おかしいなと思いながらやっているのが現実です。

地方政治といえども、生活に密着した問題は多岐にわたり、候補者の提案する公約等々も相当量に上ります。詳細な点を言えば、あそこの道が狭いから始まって、総論でいえば先ほどのどうやって町づくりをするかまで、これを一面識、あるいは1人当たり5分くらいの時間でどうやって説明するか。私にはできる自信がないです。

そういった中から、提案なんです、候補者の公約、抱負等を文書化した選挙公報が毎戸配布される、そういった事案が成立するならば、その伝達確度と申しますか、確度とその分量ですね、数段上がってきます。さらに、そういった文書が任意制の選挙公報というものが

配布されるということになるならば、候補者においてもさらなる緊張感を持って町政を見直し、選挙公約を練り上げなければならない。逆にいくと、我々も鍛えられるのじゃないかな、そんな考えを持っております。

とはいうものの、本事例がもたらすところの作用というのは、まだまだ未知数なものがあります。やってみなければわからない部分も確かにあります。ということで、試行錯誤を重ねながら、町政の発展に寄与するものとして収れんさせていくということが肝要かと考えております。まずはやってみること、そんなふうな考えです。

町議選ともなれば、候補者の数も20名ほどに上ります。公職選挙法では告示期間を少なくとも5日と規定しているんです。そうすると、20名ほどの人たちがどれだけの分量を出すかということはまた別途条例になりますが、提示をした文書、十分吟味してもらって投票行動の参考にしてもらおうということになると、印刷製本、配布の時間まで含めると、到底5日では足りなくなります。そういったことで、公職選挙法第33条第5項第5号ということを検討すると、この告示期間というのが恐らくは10日程度必要になってくるとは思いますが、そういった内容の部分について、皆さん、町長含めて、あるいは選挙管理委員会も含めて、議員も含めて、これから十分論議していかなくてはならないと思いますが、ただ告示期間が長くなりますと、当然費用も発生してきます。

そういったことで、これは昭和62年3月27日条例制定第12号ということですが、ポスター掲示場の設置条例があります。そういったものの廃止まで含めて検討すれば、材料費及び設置、撤去にかかる人件費等々を含めると400万円以上500万円未満のところに入るのかなと試算されますが、そういったものも抜本的に網羅的に選挙制度のあり方、住民自治に対する考え方も踏まえながら検討していくべきかと思えます。

しかし、条例制定になりますと、具体的な内容を詰めなければいけないんですが、当然ながら今の文書量、何ページにするのか、紙の大きさはどんなふうにするのか、あるいはカラー印刷なのか白黒なのか、製本をどういう順番でするのか、あるいはまた配布はどうやってやるのか、配布漏れがあった場合の補完措置はどういうふうにするのか等々も、条例の中できっちり明記して、そんな形で住民自治のさらなる発展につなげたいと考えております。

また、この制度発足時においては、候補者間の公平を期するという意味合いからも、条例公布から施行までの間は、1年程度はやはり必要になるでしょう。直前ではいかに現職、やはりインサイダー取引みたいなにおいもしてきますので、1年間は最低必要だと私は考えていますが、具体的な作業手順を逆算してみますと、議会における審議期間も恐らくは6カ月

は必要でしょう、公聴会等々も3カ月くらいは必要でしょう。また、執行部サイドにおいて原案を練るのにも、先例等々参考にするという習性が身についておりますので、6カ月間程度必要かなと。そうすると、次期町長選に向けてこの制度がスタートするには、もはや余り猶予がない、早急に着手すべき時期に来ているんだと思います。

なお、こういった任意制選挙公報については、町議会議員我々も直接関与することでありますので、大いなる議論がまた行われるべきですが、選挙制度というものだけではなく、やはりこの制度を変えることによって予算措置、当然に伴いますので、当事者としての町長及び執行権者としての町長としての基本姿勢を伺います。

議長（菅谷光重君） ここで午後1時まで休憩をとります。

（午前11時57分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 1時00分）

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 先ほどの大図広海議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

東吾妻町町長選挙及び町議会議員選挙において、選挙公報の発行を実現されたいとのご質問の中の1点目の任意制選挙公報の発行についてであります。

国及び知事選挙においては、選挙管理委員会は候補者等の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行しなければいけないことになっております。公職選挙法第172条の2の関係でございますが、任意制選挙公報の発行については、都道府県の議会議員、市町村の議会議員、または市町村長の選挙においては、公職選挙法による選挙公報を発行掲載文申請、発行手続、配布、発行の中止の規定に準じて条例を定めることによって、選挙公報を発行できるということになっております。

ご質問は、町として条例を定めた上で、町長及び町議選挙で選挙公報を発行してはという



ことかと思っておりますが、県においては条例を制定済みであります、町村では大泉町、吉井町を除いてまだまだ条例化が進んでいないのが現状でございます。なかなかすてきなことになるかと思っておりますが、この選挙公報の件につきましては、議員各位に深くかかわってくる問題でもありますので、議会サイドでも十分ご検討をしていただくようお願いするものでございます。

なお、ことし3月の公職選挙法の一部改正により、町村長の選挙にあっては、候補者1人について選挙管理委員会に届け出た2種類以内のピラを5,000枚配布することができるようになりました。

次に、地方選挙に関する基本条例、仮称というふうなことでございますが、この制定について、公職選挙法は国並びに地方公共団体の議会議員及び長の選挙について適用する旨が規定されており、選挙においては、公職の選挙を行う上で最高上位の法律であると考えます。また、地方自治法においても、「地方公共団体の議会の議員及び長は、法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する」とあります。公職選挙法で、地方選挙も規定されておりますので、基本条例を定める必要は感じられないわけでございます。

次に、ポスター掲示場に関する条例の廃止による選挙費用の削減についてであります、こちら任意制選挙公報の発行と同じく、公職選挙法第144条の2第8項に、条例で定めるところによりと規定をされており、当町でも、条例により、町設置の公営ポスター掲示場として町内170カ所に設置してきたところでございます。費用面につきましても、選挙ごとに選挙管理委員会で協議し、削減に努めておりまして、町議会議員選挙と比較してみても、合併前とことしの選挙ではおおむね100万円ほど削減をされている状況であります。ポスター掲示場は、公平公正で、お金のかからない選挙のため公設としているとのことですので、その辺も含め、議会サイドでも議論を深めていただくようお願いをするものであります。

なお、県内、全国の動向を見ても、ポスター掲示場の廃止をした市町村の例は聞いていない状況であります。

以上でございますが、今後も引き続き選挙管理委員会及び選挙事務に必要な予算を調整する立場として、選挙が公平かつ適正に行われることが確保できるように努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） という町長答弁は、恐らく配下の役人が調製したものと思われ

が、ここから本音で話します。

先年の町長の選挙のときも、かくいう私の本年の選挙も、確かに文書は配布しております。ただ、これが公選法の規定で公示期間に候補者の氏名を提示したものができないから、事前に準備をして事前にその行動を開始しております。これがある種、事前運動になると言われたら、恐らくそうでしょう。こういったジレンマの中からどうしたらいいかという話なんです。いいですか。

そうしますと、これ任意制選挙公報という形で、きちとした形で提案ができる、それを読んでもらって候補者のどの候補者に投票するかという投票行動、熟慮に熟慮を重ねたその期間が必要、そういったこと的前提で考えると、今町長の答弁にあったように、当然にこれは法の中でやるべきです。ただ、その法の中で、告示期間が5日とは明示していないんです。少なくとも5日と書いてあるわけです。そうしますと、任意制の選挙公報20名分ほどのものを準備する、これを何ページにするかですけれども、仮に4ページにすれば都合80ページのもの分量が有権者の手元に行くわけです。毎戸配布とやった場合に、1戸には何人かの有権者がいます。それを回し読みしてもらおう。そうなってくると、立候補届で締め切りから印刷、これは事前届の中に一緒に封印してもらうことによって、事前に印刷は可能かと思いますが、それでも直前飛び込みもありますので、その締め切りを待って製本にかかる、あるいは足りない部分を印刷する、そういった手順から考えると、どうしても告示期間5日では無理があると思うんです。だとすれば、告示期間をもっと延ばす、別に10日でもやぶさかじゃない。これは法律が許します。そういったことでの基本条例という形で、条例を制定することにおいて、今までのような検討もせずに、いいですか、あえて言います。

従前からやっていることが正しいというそういう思考体系のもとに、選挙長みずから、だれが決めたかわからない、なぜ5日と決まったかわからない、選挙管理事務局長も、告示期間5日は法律で決まっているのでは……というような対話が現実はこの春あったわけです。そうすると、ここなんです。もはやそういったことをきちと枠をはめる、そういう意味での基本条例、東吾妻町の目指すところは、先ほどの前村議員の質問でありましたように、住民総参加、住民自治をそこで具現化していくんだという話になります。

でありますれば、そのメカニズムの最たるものとして、この代議員制度、どの候補がどの公約を掲げて、そういったシステムをきちと文書で残すと、これが住民自治の、どういう表現をしますかね、前提となる、そんなふうには私たちが考えますが、ただ、この地域選挙がまだまだ脱却できない現実があるかと思いますが、システムを変えることにおいて、地域

選挙、私、よく表現します。町民運動会の延長戦のような選挙をしているうちという表現をよくやりますが、もっと政策選挙に持っていくためには、選挙制度ももう少し変える。そのために膨大な費用がかかる。だとしたら、それは考えるべきですが、印刷機は既に役場の中にいっぱいあります。そうすると、紙1枚1円程度です。これを何ページ刷るか、いつまでに有権者宅に配布するか、その部分だけを解決すれば、恐らく選挙公報は出すのにそうそう反対論者はいないと思います。そういった形の基本条例を検討していきましょうよ、これは町長のみならず各議員さんにも同じ質問になる、すみません、場所が違うんでこれは申しわけないんですが。

ただ、これについては、基本的にはやはり条例化、それともう一つ予算措置もその中で入ってくる、そういった中での町長の見解ということを伺っています。基本法の解釈を伺っているではありませんので、ひとつよろしくお願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） さて、先ほど検討もせずにと言われてしまいました、検討しました。この5日間という今現在の選挙の期間、これは10日間にするのは法律が許すとおっしゃいましたが、上位法の関係、いろいろなところを手繰り寄せて考えた中では、ほとんど不可能に近い。許すのかもしれませんが。現実的にこの日本の中では、5日以外のところはないというふうな我々の調査の結果ではございます。そういったようなことが、大図議員のこのご質問のために、総務省まで直接問い合わせをして確認をした結果ではございます。

確かに、住民自治の前提、これをいかにするか。非常に大きな問題というふうなことで、本当にみんなで検討して、この町独自というふうなことをやれたら本当にすてきなことだなというふうに、私自身も思っております。たまたま、首長の選挙につきましては、この4月の選挙のときは、少なくとも5,000枚の選挙ビラといいますが、ビラが使えるようになっております。いずれ町の議会議員の選挙においても、こういったシステムで、自分でおつくりになるというふうなことが原則になるのかもしれませんが、証紙を張るなりしたビラの枚数はつくれるようになるのではないかというふうに、マニフェスト選挙というふうなものに近いようになり得るのではないかと思います。

そして、今現在選挙はがきが800枚でしたか使えるというふうな、その辺のところも、はがきという小さいスペースの中では、なかなか発信できる量が少ないとは思いますが、そういう形の制約された中ででも、皆さんが同じ土俵の中で選挙をされておる、これは住民自治というふうなことは、結果は公平公正なというふうなことにはつながってはいるんだらうと思

います。ただ、もうちょっと緩やかに、そしてマニフェストというふうな選挙というふうなものを、今それが時流だというふうなことでなっておりますので、そちらの方向に行っていたらなというふうに私自身も思っておりますので、今後も前向きな形で検討をし、そして力のある、そして公平公正に選ばれたそういった議会の方々といつも協調をし、協力をしながら、この町をよくしていくというふうなことでやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思えます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 選挙期日の話なんですが、地方選挙において、第33条第5項第5号、少なくとも5日間と決めたこの法の本旨、5日を下回ることになれば、それは確かに法律違反なんです。でも、5日と限定されたということのものであれば5日と明記しているわけです。その少なくとも5日と決めたのは、5日以上独自で判断しなさいよということなんですよ。ところが、今までのこの流れ的に、あるいは公選法の一読の中では、選挙期日というのは、恐らく告示日というのは選挙長が行うということになっているんだと思います。ところが、当の選挙長が、だれが決めたんですかと聞いたら、私知りませんと答えている。ここに実態があるという話なんです。それを踏まえて、我々議会人として何を行わなければいけないかという発想なんです。

そうすると、選挙に関する基本条例の中で、何日間をもってということは、法律的には私は可能だと思います。でまた、仮にこれが法に何らかの物議を醸すことになっても、全体の流れから、果たしてそれが町民批判に値するものかどうか、そういう観点からもまた考えていかなければいけない。法は後からついてくる、実態が先にある、これが日本の法が整備される部分。たとえ、そのマニフェストの話も、恐らく実態が先なんです。みんなぎりぎりのところでやっています。ただ、公示期間の5日間だけは出さないだけの話で。これは、私意識しながらやっています。いよいよとなったら文書注意を受けるなら受けるで結構でございます。それは町長も同じ気持ちでやっているとします。それしか方法がなかったから。

でも、ここで公選法が任意制の選挙公報というのを許すならば、きちっとした形でそれを取り上げましょうよ、一歩前進じゃないですか。それは、でも選挙公報を出すことによってポスター掲示場は要らなくなる可能性は十分にある。でも、告示期間は少し長くないと、なかなか今度は生きたものになってこない。そこが少なくとも5日間と決まっているのならば、よしんば10日間でも結構でしょう。大胆な発想で物事に挑戦しましょうという形で考えています。町長のお考えは、役人のつくった作文を読むことではないことだけは少し念頭に、

再答弁をお願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 最初の答弁でもお答えをしたように、我々のこの町、この自治体というようなものが、我々の考えで許されるというふうなことであれば、そういったことはあってもいいんじゃないのか、この辺は大岡議員と全く同じ考えに立っておるかと思います。それは、選挙期日を5日でなく7日にするであるとか、例えば日曜日に告示をして土曜日までというふうなことというのは、それはやはり、皆さん議員であれば、どんなに自分たちの選挙が楽であろうかというふうなこともあったかと思います。ただ、2日延びることによってどれほど大変なことになるかというふうなこともあったかと思います。一昔前は、そんな時代があったかと思います。そして、ただ県会議員でも、今現在8日間というふうなことではあります。

そんな中で、日本ではまだすべての町村が5日間、やっています。それは、ですから先ほどの上位法のいろいろな関係の中で、大岡議員が読み解いた中では、10日間にするのでも、例えば7日間にするのを許すんだらうと、許すというふうな読み解きですが、我々が検討した結果では許されないというふうな結論になっております。もし許されるのならば、当然それはこの町を挙げて皆さんで議論をしていく問題だらうと思います。この町で一番いい形態は何か。

そして、選挙公報の問題ですが、選挙公報をやっている大泉町、吉井町でも、この5日間の中でやっています。大騒ぎをしてすばらしく忙しい思いをして、ようやく配り終えるという。ただ、そここのところでは、公設のポスター掲示場はそのままですから、選挙公報を発行するだけ予算がかかっているということではあります。ですから、それはそれですばらしいことなだらうと思います。

ですから、これは私の考えだけでもできません。議員さんだけでも、また無理があるかとも思います。そういったのは、住民全体、選挙民の一人一人がそういったような形に納得した中で行っていく作業だとは思いますが、まずその辺のところが可能であれば、その方向も一つは考えます。考えないとは申し上げてはおりません。今の方法が一番いいんでしょうというふうなことで申し上げておるわけですから。

そして、選挙公報になりますと、事前の準備であるとか、そういったようなことで、当然議員がおっしゃったスケジュールが6カ月前であるとかいろいろなことがございました。そういったことも見据えた中でやっていく必要はあるというふうには思っています。やらない

とは基本的には申し上げてはおりませんので、これからも議会とまずはお相談を申し上げて、やる、やらない、そういったことを前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 大岡広海議員の質問を終わります。

角 田 美 好 君

議長（菅谷光重君） 続いて、7番議員、角田美好議員。

（7番 角田美好君 登壇）

7番（角田美好君） 菅谷議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

町営温泉施設の今後の方向性について、私は質問させていただきます。

皆さん、ご承知のとおり、当町には町営の温泉施設が桔梗館、岩櫃城温泉センターと2つあります。今後、岩島地区にも天狗の湯本浴場が建設の方向ですので、3施設となるわけです。しかし、現在の2施設について経営的に見ますと、かなり厳しい状況と思われるわけです。1つの町に3つの温泉施設が必要かどうかという疑問も含め、今後これらの施設の方向性というか、位置づけについてどのようにお考えなのか、町長さんのお考えをお聞きしたいと思っております。

予算的に見ますと、この9月議会の平成18年度決算認定及び施策の実績から、桔梗館の今年度事業費5,463万円に対し約3,000万円の収入が予想されます。また、岩櫃城温泉センターについては6,920万円に対しまして4,000万円、また食堂部門を見ますと6,252万円に対し4,600万円です。その差が2,400万円、2,900万円、1,600万円、トータルしますと6,900万円になります。これが皆様方の税金から賄われることが予想されるわけです。ちなみに、この金額は町税の3.7%に当たります。入館者が2施設で18万人ほどになりますので、入館者1人あたりにしますと380円となります。また、今後建設予定の天狗の湯本浴場についても、料金設定及び入館者次第では、当然負担も予想されるわけです。町民方の福利厚生という面から見れば、ある程度の負担はやむを得ないとは思いますが、入館者の減少、施設の老朽化等を考えますと、ますます負担額の増大は避けられないと思っております。入館者については、15分か20分も車を走らせれば、どこに行っても温泉施設があるという現状からしますと、温泉利用人口を考えたときに、町の施設同士が客の奪い合いをするようなことにはならないので

しょうか。

主に財政面から判断したときに、今後1つの町に本当に3つの温泉施設が必要なんでしょうか。また、現在の運営状態のまま存続するならば、どの程度の財政負担までなら耐えられるのでしょうか。議論をすべき時期に来ていると思います。どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

また、現在、温泉部門の会計が一般会計で処理されております。収支についてはすぐ理解しがたい部分があります。営利を伴う事業については、本来特別会計で処理することが適当と思いますが、会計上の位置づけについてはどのようにお考えなのでしょうか。

以上、お考えをよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 町営温泉施設の方向性についてのご質問でございますが、基本的に温泉の経営を町が行うというふうなことにつきましても、今の時代とはちょっと違うのではないかというふうなのが基本姿勢としてはございます。ただ、今までのいろいろな経過、成立過程、そういったようなものがございます。その辺を考えたときに、財政だけを考えたのでいいのかどうかというふうなことであります。財政だけを考えれば、今すぐ桔梗館も取りやめ、温泉センターも取りやめ、そしてこれからつくる天狗の湯本浴場も取りやめになるのかもしれませんが。

それはさておきまして、現在町営の温泉施設は、桔梗館が昭和62年8月に運営を開始し、20年間で延べ223万人の入館者数を数えております。岩櫃城温泉センターは、平成8年1月にふれあいの郷の一部施設として先行オープンし、12年間で延べ150万人の方が入館しており、両施設で合計373万人の方のご利用をいただいております。しかしながら、同様な施設が県内に多く点在しており、これ以上の集客を図ることは非常に厳しい状況でございます。さらに、議員ご指摘のように、両施設とも施設の改修や機械の部品交換等の時期に入り、今後相当の経費を投入しなければならないことが予想をされます。加えて、ハッ場ダムの関連施設として天狗の湯仮浴場が平成8年4月より仮施設で営業を行っていましたが、本年度に詳細設計に入る予定であり、平成21年には本稼働に入る予定でございます。

そうしますと、先ほど申し上げましたように、事実上、3つの温泉施設を町営とするわけでございますが、桔梗館には桔梗館の成り立ちや23年間の歴史があり、岩櫃城温泉も同様で、平成元年のふるさと創生事業からスタートしております。それぞれ議会の議決を経て、そし

て町民の村民の期待を担って開館をしたような状況ではございます。また、これから建設する予定の天狗の湯につきましても、ご存じのように、昭和27年からのハッ場ダム建設の歴史を担っていると考えられます。一概に今の経営状況だけにとらわれず、先人の苦勞などにも配慮が必要ではないかとも考えております。

さて、集中改革プランの中で、「天狗の湯完成時までには町温泉施設の管理運営方法について検討します」となっております。しかしながら、完成を待つだけでなく、早目に検討することは必要なことですので、温泉施設のあり方を検討する組織を立ち上げ、施設ごとに管理運営を民間に委託するのか、直営の場合にはいかにしてランニングコストを抑えるのか、あるいは施設を別の用途に変更して利用することは可能なのかなど、総合的な対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 私、昨年ですか、役場の耐震強度の関係でふれあいの郷を役場に流用してはというような提案をいたしました。町長答弁では、検討委員会を早期に立ち上げてというお話があったと思いますが、先ほども検討委員会というお話があったんですが、実際には立ち上げの方向にはなっているのでしょうか。その点、よろしく願いいたします。

それと、基本的な姿勢として、町長の考えでは、3施設をそのまま先人のとかという話があったので、方向性はわかりませんが、残していきたいという方向なんではないでしょうか。その点だけをよろしく願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 以前にもずっと申し上げておりますけれども、行政のスリム化というふうなのはどういうことかというふうなことだと思います。今、私どもの町では、合併というふうな作業の中でいろいろな施設であるとか、行政の横出しサービスとも言えるようなものも十分行っています。ただ、これも民間の日帰り温泉施設の経営を圧迫している可能性もございます。そういったようなことを行政がやるというふうなことが正しいのかどうか。ですから、民間にできることは民間でというふうな、これは小泉首相がおっしゃっていたことでしょうか、それは今の本筋だと思います。

ただ、角田議員のお立場でも、角田議員が発案をして桔梗館を閉めようというふうなことは、なかなか申しにくいのではなかろうかというふうに、角田議員のお立場も考えてはまいります。今ここで、角田議員が、おれは桔梗館閉めた方がいいんだよと、そういうふうにお



っしやれば、それはすごいことだなと思います。そんなことは私は言いません。だけれども、そんなきついことは、わざわざ言いません。ただ、やはりみんなそれぞれがそういう思いは持つわけですよ。

ですから、やはり先人の方の思い入れとかというのも大事にしなければいけない。だけれども、現実に関、財政が厳しいんだというのは、我々は我々で考えなければいけない。そういったようなことで、そのジレンマに町民とその間にこの桔梗館なり温泉センターなり、そしてこれからの岩島の天狗の湯を楽しみにされているダムの関係者の方々、そういう方々との間に立って、我々是一緒になって苦労をして調整をし、そして何とかいい方向というのを探るのが我々議会執行部の役目なんだろうというふうに思っているわけです。ですから、まだまだ一生懸命考えなければいけないんだというふうなことです。

ですから、先ほど何か検討はやったかと今聞かれましたけれども、いつでもやったかやらないか、途中ででも言ってください。忘れていたわけではないんですが、やっていません。いずれにしても、ただあそこのふれあいの郷というふうなものというのが、今本当に検討するという対象かどうかというのは、ちょっと悩むところではあります。

その辺のところにして、みんなそれぞれが一生懸命考えていただいていると思います。それぞれの人がそれぞれのスタンスでいろいろな思いを持っていると思います。ですので、その辺のところは、今どうにする、こうにするということはお答えはできませんが、例えば八ッ場ダムの件についていえば、もう70年近い、65年ですか。それだけの歴史を重ねて検討して、そのこのところで八ッ場ダムにかかわる地権に問題がある、いろいろな方々も生まれているわけです。そういったずっと嘗々とした流れというふうなものを、我々は今お金がないから、これから赤字が出るからということだけで切り捨てるわけにもいかないんだというふうな、そういうつもりであります。ですから、全くそれぞれの施設にはそれぞれの歴史がある。そして、それぞれの努力というようなものもあると思います。その辺のところは、もうちょっと時間的にももう少しいただいて、みんなで一緒に考えさせていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） かなりきつい答弁をいただいたんで、桔梗館の話がちょっと出たので、財政的に厳しいとなれば、桔梗館についても自分なりには、村の当時は思いました。財政的にかなり厳しかったんで、ほかの福祉施設に流用した方がいいのではないかという議論も、議員の間ではそんな話がありました。追い詰められれば閉めてもやむを得ないという考えは

持っております。

それと、先ほどお答えいただけなかったんですが、一般会計の処理についてちょっと伺ったんですが、会計処理について特会にした方がいいのではないかと質問を最後につけ加えたというか、したんですが、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 失礼しました。

前にも申し上げていたつもりだったんですが、桔梗館と温泉センター、ふれあいの郷を合わせて特別会計にというふうなことを検討いたしました。これは、事業なんだから特別会計でというふうな、そして皆様からお金をお預かりするというのは特別会計の方が適当だという、確かに思っております。ところが、そうしますと、温泉センターで150万円以上の消費税を払わざるを得ない。そして、桔梗館で118万円だったでしょうか、消費税を払わなければいけない、財政的に持ち出しがあるのに、またそのところに150万円の持ち出しというふうなことでは、ちょっときついなということで、職員の感覚では特別会計というふうなつもりでありますけれども、町の会計上としては一般会計の中に桔梗館を戻したというような形態になっております。ご理解をいただけたらと思います。

議長（菅谷光重君） 角田美好議員の質問を終わります。

一場明夫君

議長（菅谷光重君） 続いて、8番議員、一場明夫議員。

（8番 一場明夫君 登壇）

8番（一場明夫君） それでは、一般質問をさせていただきます。

議会構成が変わって隣の席になったせいだが、何か質問内容がちょっと似たような質問が出まして、先ほどの角田議員とダブる部分が出てくるかと思いますが、私なりに考えている部分もありますので、一応質問はさせていただきたいと思います。よろしく願います。

今回は町財政の再建の立場から、至急検討しなければならないと思われる2点について質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

まず、1点目は先ほどの角田議員と内容がダブってくるかもしれませんが、町営温泉施設の今後の運営について、私もお聞きしたいと思います。

町村合併により、現在町営温泉施設として、先ほど言いましたように岩櫃城温泉くつろぎの館と東温泉桔梗館、この2施設があります。これから平成21年までに三島地区において温泉を利用した健康増進施設の建設が予定されています。これら施設を今後どう位置づけていくかについては、本来なら昨年策定した集中改革プランに具体的かつ明確に方向が示されていないのに、しっかりした方向はいまだにできていません。

過日のハッ場ダム対策特別委員会で、町長は、将来的にはこれから建設する健康増進施設と桔梗館の2施設を運営していきたいという考え方を示しました。これから、本当にその方向で進めていくことが町の方針として決まっているのかよくわかりませんが、これから建設する健康増進施設の詳細設計に入る前に、きちっと方向を出すことが必要ではないかと考えます。私も、現在の運営状況の中で、くつろぎの館で約5,000万円、桔梗館で約2,500万円が収入に対して支出超過状態になっていることを考えると、当然今後3施設を町直営でやっていくことには、大きな疑問を持っています。

しかし、現在それぞれの施設を積極的に利用してくれている町民も多くいることを考えると、単純にこの施設を廃止しますというわけにはいかないことも現実です。また、せっかく投資した施設を償却期間が残っているのにそのまま取り壊すか、大金をかけてほかの施設に転用するのも忍びないと考えるとき、建物や設備が活用でき、実質黒字状態で運営できるのが一番いいのではないかと思います。それが可能ならば、3施設の運営を当面考えることもいいのではないのでしょうか。それをクリアできる方法は、収入の範囲内で支出を抑える運営をする以外になく、これは町の直営で運営する方法を変え、民間に託す方法をとることで現実性が出てくるとおもわれます。

くつろぎの館で年間約11万2,000人、桔梗館で年間約6万7,000人の入館者があることから、民間運営を希望する会社を真剣に探せば、必ず応募者があると思います。例えば、温泉の使用料や施設のテナント料として一定額の町の収入を確保して、後の運営経費や運営方法等は受託業者に任せることで、今の施設が活用でき、利用者にも迷惑をかけずにさらに町の収入があり、業者の事業展開により経済効果も期待できることになるのではないのでしょうか。また、可能であれば、条例改正をして入湯税も取れるようなことになれば、さらにその効果は大きなものになるのではないのでしょうか。

今申し上げたことはほんの一例ですが、こうしたことを早急に検討してみる価値は十分にあると思いますし、健康増進施設の詳細設計に移るまでに、当然のことながら総合計画の中で3施設をどう位置づけるかを明確にして、町民に対し理解が得られるようにしていく必要

があると思います。健康増進施設の建設までにどうするかを考えていくような、今までの先送りのやり方では町民の理解は得られないと思いますし、現在ある2施設はもう待たなしの非常事態の運営状況と言わざるを得ないことを考えるとき、早急な調整が必要なことはだれが見ても明らかです。最低限、詳細設計に入るまでに方向を出し、できれば来年度からでも実現に移すようにすべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、株式会社岩櫃ふれあい公社の経営責任と出資金の取り扱いについてお尋ねします。

この部分は、直接町の事業というとらえ方ではありませんので、本来ここで質問するのが適当かという部分も出てくるとと思いますが、町長が社長をやっているということ、また町が出資しているということ、これらを考えますと、一応質問の対象に入るといふふうに判断して質問をさせていただきます。

町と商工会が出資した株式会社ふれあい公社が経営しているホテルコニファー岩櫃については、来年度から3年間契約を継続する方向で進めることが既に取締役会で決まっていることや、9月中には継続の旨を杉並区に伝えたい旨の報告が商工会の理事会でありました。ついでには、商工会でもその方向で進めることでいいか、理事会に承認を求められました。その際、説明員として支配人が同席し、経営状況の話があり、累積の欠損金約5,200万円はすぐ処理できるので問題なく、なおかつ今期は1,000万円の黒字を計上できるような内容の説明がありました。商工会の理事も、さすがに経営に関してはプロですから、売り上げの前期から約2,300万円を落とし、さらに600万円近い赤字を計上している現実、また観光地としてメジャーな草津温泉の各旅館やホテルでさえ年々集客が減少し、非常に厳しい経営を迫られている現実、さらにことし8月までに売り上げに大きな伸びがない現状を見ると、とても支配人が言っていることは信じがたく、さすがに理事会でも再度検討すべきということになりました。

商工会としては、一定額の取引をさせていただいている会員がいること、現在そこに勤務している職員が多くいること、それらを考えると、ぜひとも存続してもらいたい、これが現実です。私も商工会の理事ですから、当然そうしてほしいと思っています。しかし、このまま経営を続けて、もしも損失がさらに膨れ上がる可能性が高いと言わざるを得ない現状を直視すると、もし仮に経営がうまく立ち行かなかったときには、当然町長が代表取締役を務めていますので、その代表取締役である町長や商工会から行っている3人の取締役の経営責任が追及されるということになるかと思えます。もし会社を清算するようなことになれば、当然その方たちに負担がかかることが懸念されます。

決算書を見ると、既に資本金を投入しても約700万円程度の債務超過になっているのが現実です。そういった状況でも、町長は代表取締役として責任を持って経営をしてくれるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。町としては、さらにもし経営が続けられなくなったときのことを考え、税金から出した出資金500万円がきちっと戻ってくるのかどうか。その辺について、来年度から事業継続を決定する前に、ぜひ明確にしておくべきだと思いますので、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 一場議員のご質問でございますが、通告書に基づき答弁書を作成しておりましたので、多少食い違いがございますが、ご容赦ください。

町営温泉施設の今後の運営についてのご質問でございますが、先ほどの角田議員のご質問とかぶる部分がございますが、ご了承をいただきたいと思います。

岩島地区のダム対策協議会会長をお務めですので、釈迦に説法というふうなことですが、しばらく我慢をしてお聞きください。

現在、進めております健康増進施設天狗の湯につきましては、ハッ場ダム建設に伴って大きな影響を受けるダム下流地域の生活再建と活性化を図る上での重要な施策の一つとなっております。健康増進施設の取り組み状況であります。詳細設計に入るに当たってですけれども、建設資金面に関しては100%利根荒川基金の資金であり、建設後のランニングコストの節減や外観をシンプルにするよう考え、さらには完成後の維持管理経費の主たる部分を占める人件費につきましても、住民の方へ直接お願いをすることにより、人件費の総額を極力低く抑えるなどの対策と、広く住民の方の意見や要望を取り入れながら作業を進めたいと考えております。

しかし、町内には同様な施設として、岩櫃城温泉センターと桔梗館の2施設が既に営業を行っておりますが、両施設とも改修や機械等への維持費の増大などが今後予想されますので、天狗の湯の本稼働にあわせ、総合的な検討に入っております。

さて、次の質問でございます。

株式会社岩櫃ふれあい公社は、時代の要請にこたえる形で平成6年3月に設立され、行政と連携しながらその役割を担ってまいりました。当初、杉並区の保養施設の管理運營業務を受託しており、7年間で3,100万円の純利益を計上、内部留保としておりました。ところが、平成14年からは杉並区と敷地施設の使用貸借契約となり、コニファー岩櫃としてのホテル経

営を行ってまいりました。急なホテル業への転換はやはり無理があったのか、初年度は5,270万円の経常損失、2年目が2,280万円の損失、3年目がようやく280万円の損失となり、この損失を計上しており、3年間の合計で7,830万円の損失となっております。この損失により自転車操業が始まり、新しい企画や営業戦略に重大な支障を来しておると考えております。この間の経緯については、私よりも関係する会社の役員であった一場議員の方が十分過ぎるほどご存じのこととっております。その後、損失は以前に比べ圧縮してきてはおりますが、現在までの累積赤字が5,190万円となり、経営状況につきましては、依然厳しい状況でございます。

さて、今年度でその契約期間が満了いたしますので、さきの取締役会において対応を協議し、来年度からも契約を継続し、前向きな経営努力をしながら、引き続きホテル経営を行っていくことを確認をしております。

コニファー岩櫃は、杉並区の保養施設としてスタートをいたしました。交流協定の拠点として重要な役割を果たしており、開業以来13年を経て、我が町有数の観光資源ともなり、現在では東吾妻町の顔として定着しつつあります。また、冠婚葬祭等、地元利用者の増加もあり、町の他施設と同様、町の活性化に寄与するものと期待をしております。経営責任として、利益を生む会社として再生をさせ、雇用機会の拡大や株主である地元商工会の振興、農産物の地産地消、おいしい農産物の宣伝効果等にも活躍したいと思い、社員ともども粉骨砕身邁進をしているところでございます。

なお、株式会社岩櫃ふれあい公社は資本金1,000万円の株式会社であります。半分の500万円は町が出資をしており、いわゆる第三セクターと呼ばれている会社でございます。杉並区との友好交流協定に基づき、町が中心となって設立した会社であり、勤続13年の社員もおり、雇用責任も大きく、町としての支援策を考えることが経営責任とも思っておりますが、現在までのところ、これまでの累積赤字にもかかわらず町が行った直接支援はございません。議員ご指摘のとおり、今が正念場となっておりますので、ぜひともご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。2時10分までといたします。

（午後 1時58分）

議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 2時10分）

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 大函議員と同じにこれから本題だと思ってしゃべります。

私が質問したことに対してほとんど答えていただかなかったので、もう一度確認しますけれども、最初の質問で、温泉施設の関係ですけれども、下流都県との合意とかいろいろ流れの中での話の中で、健康増進施設天狗の湯ですね、これはつくるということで確認させていただいたんでよろしいでしょうか。それが1点。

それと、先ほど私が言いましたように、民間に運営を託す、この方法を検討していただくことができるかどうか。それが2点。

それと、天狗の湯のスタートまでという話じゃなくて、やはりきちっと計画に位置づけをして、そういうものは段階的にやっていくべきだと思いますので、少なくともこの今つくっている総合計画の中できちっと位置づけて、方向を出していただけるかどうか。その3点を明確にお答えいただきたいと思います。

それと、コニファーの出資の関係等ですけれども、町長の回答ですと、町の支援もあり得るような表現の発言がありましたけれども、私が考えるのに、これは少なくともあり得ないことかなと思っていますが、そういう考え方を持っているのかというのをもう一度確認したいと思います。

先ほど町長が言いましたように、私もあの施設が昭和63年当時から誘致するときから携わって、現在までいろいろな関係でおつき合いをさせていただいたりしています。そういった中で、正直申し上げまして、町長より、きょうも来ていらっしゃいますけれども、あそこに勤めている職員の方より、あそこに対する思い入れは非常に強いものを持っています。ですから、ぜひ続けていただきたい。そのために、私たちが大ごとをして苦勞して誘致をしてやってきたんですから。これはぜひお願いしたい。だけれども、はっきり町と商工会が出資している形の中で、町の運営でなくなっているわけですから、さっき言った、もし仮にうまくいかなかったとき、その可能性があるわけですから、そのときに町長が責任を持ってちゃ

んと処理をしていただけるのかどうか。

それともう1点。税金から出資した500万円、これが返ってくるのかどうか、これだけはやはり明確にさせていただきたいと思います。少なくとも出資した以上、500万円の配当を本当はいただかなくてはならない。それが町として期待される部分なんです。でも、それがかなわない、それが現状です。でも、それでも取締役会で続けるという判断をしていただいたことですから、それでやっていただくということで、ぜひお願いしたいと思いますけれども、今言った2点、それだけはぜひ明確にお答えいただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 天狗の湯をつくるのかと今さら聞かれましても……先ほども申し上げたように、昭和27年から天狗の湯は始まっていると言って過言ではないわけです。ハッ場ダムというふうなことで、そして昭和60年、県知事の回答というふうなこと、そして昭和61年の県知事と吾妻町の町長の覚書の締結、そういったようなところからスタートをして、そしてダム下の町としてずっといろいろな経緯があるわけです。平成6年に温泉源の掘削の安全祈願祭がようやくできた。その前にはダムの関係でいろいろなストレスをしながら、そういった、先ほど角田議員のときにも申し上げましたが、いろいろなハードルを越えているわけです。天狗の湯本浴場が前提でのダム建設というふうなことを言っても過言ではない。そういったところで、岩島地区のダム対策協議会の会長さんから、天狗の湯は本当につくるのかというふうなことを聞かれても、私はどうに答えていいのかわかりません。つくるに決まっているんじゃないでしょうか。

実は、この質問に対してダム対策課では、長編の今までずっと昭和27年から昭和60年、61年、62年、そして平成6年、平成7年、平成10年、いろいろな今までの経緯というふうなことを対策を出してくれました。それだけ私どもの職員はこれを一生懸命やっているんだという、そういうことなんだろうとっております。今さらそれを聞かれるとは思いませんでした。

さて、温泉施設ですが、先ほど民間に委託というふうなことをおっしゃっていただきました。そのとおりだと思います。ただ、今私どもの町は、合併の余波において241人の職員がおります。そこを民間に丸々お任せをしたとすると、その職員はこの本庁に戻ってきてどんな仕事をしたらいいのか。ただ、総人件費というふうなものはその温泉施設であれ、いろいろな、例えば吾妻荘であれ、そこで一生懸命働いて自分たちの給料は取って、何とか稼いでもらうようにした方がいいんだろうと思います。いずれ10年たつと86人が定年退職をし



ていく、それまで不補充で頑張るんだというふうなことは、昨年からずっと申し上げることであります。ただ、また誤解を生むといけませんので免許職種であるとか、そういったようなものについては、当然補充していかなければならないものもあるとは思いますが、基本的なスタンスとしては、そういった形で行政のスリム化を図るんだというふうに思います。

そして、今の民間委託の件なんですが、先ほどの、ちょっと話が飛びますが、コニファー岩櫃の方で、平成14年に杉並区との委託契約が変わりました。管理委託契約から自分ですべてホテル経営をするようにというふうなことになったときでございます。そのときに、民間委託という職員の数を少なくして民間委託というふうな形にしました。そのときに、そういった管理でお願いをしたときは、3,600万円くらい平成14年度でしています。それから、平成15年度では5千3百何十万円かの委託をしていただきましたが……

議長（菅谷光重君） 町長、答弁の途中だけれども、時間が押していますから要約してください。

町長（茂木伸一君） そういうことなので、単純に民間に委託というふうなこと、それは考えてはおりません。

いずれ職員の数が少なくなってスリム化したときに、そういうふうなことになります。

さて、町の支援が当たり前だというふうなことではおかしいという……、あ、その前に総合計画の位置づけ、総合計画はただいま作成中でございますので、その中で皆さんで協力をしながら、皆さんと相談をしながらつくっていくというふうなことは、先ほども角田議員のご質問のときにご答弁を差し上げたばかりでございます。

町の支援というのがあってはいけないというふうなことでございますけれども、町がつくったわけです。その責任はどこに行けばいいんでしょうか。町が雇用したというふうなものに近いものだというふうな認識で私はおります。そして、出資はもしその会社がうまくいかなかったときは、戻ってくるはずがありません。それは商法上で普通にそうなっているのではなかろうかと思えます。

あとは、町長としての経営責任、経営責任が町との間をうまく取り持って、そして杉並区との間の友好協定であるとかそういったようなものも、このコニファーを中心にしてやっていくというのが経営責任だと思っておるわけです。そして、商法上の問題があれば、当然の責任はあるんです。そのくらいの覚悟がないと社長は受けないと思います。ただ、どうして町の町長になるとその会社の社長をやらなければいけないか、この辺については疑問があ

ります。一番大株主だからというふうなことはありますが、本当にそんなことでいいのかどうかというふうなのは、今考え中です。ただ、今経営が非常に苦しい、そういった状態ですから受けざるを得ないのではないのか、これが利益が十分出ている会社だったらだれでも社長をやってくれる、逆に言うと、社長になりたい人がいっぱい出たら、どういうふうに分けていったらいいのか心配するようでございます。

いずれにしても、来年契約更改というふうなことで、杉並区とこれから協議に入ります。うまくいきますので、そしてきょう傍聴している方も含めて、ご協力をお願いができればありがたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。要約してください。

8番（一場明夫君） 私は大分要約して言ったつもりだったんですが、時間の都合があるんだと思いますので、最後に確認しますけれども、当然健康増進施設はつくるんだという前提でやってきているということを考えると、それを検討すると言っている限りは、それも含めてという話になると、やはりその辺の不安が地元に出てくるわけです。ですから、建設していただけるんですねという考え方、それがベースでほかの施設の調整をしていただくという考え方でいいのかどうかを、ではもう一度確認させてください。

それと、先ほど町長が言っているのは、本来町がやるべきものではないという表現をしましたけれども、そういう考え方でいくと、なるべく早くそういうものは切り離して行って、本来の行政をスリム化にすべきだという考え方に私はつながっているんだと思うんですけども、それと言っているのがちょっと矛盾してくると思いますが、その辺について、最後にお答えいただきたいと思います。

それと、町が責任を負うのは出資金の500万円の範囲だと思います。それ以上のものが、仮に出るとということになると非常に問題が出てくる。その辺のところ、町長は最後に、非常にあいまいな部分で、その辺の責任を、何ですか、答えませんでしたけれども、やはりこれはきちっと明確に教えてください。そうでないと、町民もそうですけれども、納得しないと思います。当然、取締役、私も町長が代表取締役をやっていることに対しては疑問を感じます。だから、その辺も含めてやはりきちっと論議して方向を出すべきだと思います。やっていただくのならばぜひやっていただきたい。そのとおりですけれども、うまくいかなかったときに、有限責任だからといって、町も商工会も負債をそのまま投げ出してやめるわけにいかないでしょう。最後に答弁をお願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 最初からそう申し上げておりません。町の支援はうまくいかなかったときにやるではありません。うまくいかなかったときに支援を幾らしたって、どうにもならないでしょう。ですから、今が正念場だから今やりましょうよというふうなことを先ほど申し上げたわけです。

さて、天狗の湯だけはつくるけれども、ほかの施設をどうするか考えるというふうなことになると、また話は違ってきます。話を置きかえないでください。天狗の湯もつくります、そして先ほど議員おっしゃっていたように、ほかの施設も赤字にならないよう、住民の福祉、健康、そういったようなことに寄与すれば、それが幾らまで許されるのかというのは角田議員もおっしゃっていました。でも、本来的な行政の仕事とは違うというふうなことは、あえて最後に申し上げて、いずれ民間の活力でこの町を元気にしていただく中で、やっていただくようお願いをしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 一場明夫議員の質問を終わります。

#### 青 柳 はるみ 君

議長（菅谷光重君） 続いて、4番議員、青柳はるみ議員。

#### （4番 青柳はるみ君 登壇）

4番（青柳はるみ君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問いたします。

8月17日の臨時会で、町長は原町小学校新校舎をコミュニティの中心としてもいきたいとおっしゃっていました。建設のつち音とともに、地域で子供を育てようという町の機運も盛り上がりなければならぬと思います。国レベルでは、文科省で子どもの読書活動を推進しようと、2008年度で関連予算の倍増約3億円を求めています。子どもの読書活動を推進するため、商店街や社会教育施設、住民が連携する子ども読書のまちを10地区から15地区にふやしたいということです。この東吾妻町は、国の子ども読書のまちの指定は受けてありませんが、各地区の読み聞かせボランティアの皆さんが頑張ってくださっています。少しの後押しを中央公民館、図書館に赤ちゃんのブックスタートをお願いしたいと思います。

ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と一緒に、絵本を手渡し、心を触れ合うひとときを持つきっかけをつくる活動です。目的は、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくり心触れ合うひとときを持つきっかけをつくりたいです。地域に生まれたすべて

の赤ちゃんとお出合いする4カ月健診で、保健師、読み聞かせボランティアから手渡されることで、地域みんなで子育てを応援していますよなど、メッセージを顔を見合せ伝えます。まだ字を読むことも言葉の意味も理解することができない赤ちゃんでも、絵をじっと見詰めたり、指をさしたり、読んでくれる人をじっと見詰めて、その声に耳を澄ましたりと、赤ちゃんの絵本の楽しみ方があります。絵本を読むのではなく、大好きな人と一緒にその楽しいひとときを分かち合う、絵本を開くとそこには絵があり、リズムのある言葉があふれ、赤ちゃんに語りかける要素がたくさん詰まっています。

絵本は、だれもがごく自然に赤ちゃんの隣で優しい言葉を語りかけるツールです。この東吾妻町では、今年度93人が生まれてきます。赤ちゃんが生まれてくる環境はさまざまです。ブックスタートは、愛情に満ちた言葉を語りかけることで感じるひとときを、すべての赤ちゃんに平等に届けたいからです。具体的なきっかけをつくりたいと思います。保護者にただ本を配るのではなく、赤ちゃんのかわいい反応を見ながら絵本を開く時間の楽しさを一緒に共有してもらうことが、家庭でもそうした時間を持つ一番のきっかけになります。保育園、幼稚園では、先生や読み聞かせボランティアの方々により絵本に親しめますが、ゼロ歳児は家庭によるところが大部分です。

充実したブックスタートを継続するためには、図書館、読み聞かせボランティアと多くの人とのつながりが必要です。4歳の子供が話す言葉の数は1,600語、6歳は2,400語とされています。ゲームやテレビで語彙が少なく、語彙が少ないと思考力も育たないと言われています。アメリカのバリー・サンダースは「本が死ぬところ暴力が生まれる」、イギリスのブレア首相は「7歳の子供の読書量が20年後のイギリスの存在価値を決める」と演説の中で言っています。

現場で調査しなければわからないと思い、県で3番目に始めた吉井町、渋川市、沼田市、安中市でのブックスタートの様子を見てきました。

温かい地域の方々との思いを親子で受けている様子は、ほのぼのとしたものがありました。この中でも、とりわけ早く実施したのが合併前の松井田町でした。よいものは取り入れようと、合併後の安中市でも昨年からは実施しています。北海道恵庭市では、絵本読書に力を入れている町づくりをしています。他市町村の病院やスーパーに子供に関する事業を記したパンフレットを置いたところ、家を建てるなら、同じでも子供に目を向けてくれる町にと、住んでくれる人もふえたそうです。

ここに小さな記事がありますが、これは「吉井町でブックスタート、1,000人を超えまし

た」という新聞記事です。こんな小さな話題から、東吾妻町での子育てのよいイメージを持って、若い人たちが移転、また入ってくれたらいいなと思います。新聞の大見出しやテレビのスクリーンは、その場その場の短期的な見解を伝えます。しかし、将来を形づくるものは、その場限りの興奮ではなくて水底の緩やかな動きであると思います。こんな小さなほっとする話の積み重ねが、これまでも増して元気な町になると思います。絵本が次世代の幸せのための一歩となることを強く思いましたので、検討、実現をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 青柳議員の赤ちゃんにブックスタートをとのご質問でございますが、現在は保健センターなどにおいて、若干それらしい取り組みを行っているものもございます。調べるところによると、先ほどご説明いただきましたが、ブックスタートとは、イギリスで始まり、2000年の子ども読書年を機に、日本でも多くの自治体に取り組んでおるようでございます。ご承知のように、群馬県においても12の市町村で実施しておるようでございますが、吾妻郡内においては、現在実施市町村はないようでございます。吾妻郡の中で、まずは一番先に始めたいなというふうに思っております。

これは、日本版でいえば三つ子の魂百までもというような、そういうようなこと、こんな事業なのかなと思います。親子の触れ合いを促すためのアイテムとしての本、これを使うことが主眼であると思いますけれども、同時に地域の方々と協力しながらの触れ合いの中で、母親に対する精神的負担や不安を軽減するなどの子育て支援、さらには幼いころより本に親しむ習慣を身につけることが目的ではというふうに思っております。

ご質問の件について、町としては既にも実施しておる先進自治体がございますので、早急にもその実態をご教授いただいて、関係する部署での検討や関係団体ともご相談をいたしまして、システムができ次第、実施したいと考えております。

先ほど、少しの後押しをというふうな表現をしていただきました。少しの後押しで、子供たちがすくすくと成長ができることならば、一生懸命お手伝いをさせていただきたいと思っております。6月の一般質問のときの妊産婦の健診の件であるとか、この赤ちゃんの件であるとか、さすが女性議員というふうなことで敬意を表します。ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 4番、青柳議員。

4番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

町長の深い理解をいただきまして、本当にうれしく思います。これは、北海道恵庭市の中島市長が保育園で、市長みずから読み聞かせをしている場面ですので、ぜひ町長もこういう場面が実現できたらなんて思っておりまして、瞬時、瞬時いろいろなことを決断する毎日だと思えますけれども、その根底にこういうかわいい顔があればと思えます。

きのうの議会でも、一場議員が図書館の充実した事業をとおっしゃっておいりましたけれども、ゼロ歳児にも目を向けてくださるようお願いいたします。絵本は1冊500円から700円です。吉井町では、3,000円の袋にエコバッグにして何冊か入れるそうです。渋川ではきのうやりましたけれども、何冊か置いておいて、そこから1冊選ぶ、沼田でも1冊です。とにかく500円、700円くらいからまずは始められたいと思います。きょうはボランティアの方も傍聴に来ていただいておりますので、本当に少しの後押しということをお願いしまして、推進していきますのでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） お世話になります。

私みたいなこんな顔でも、赤ちゃんが泣かないかどうか心配ですけれども、もしそういったところに連れていっていただければ、ぜひとも参加させていただきたいと思えます。

予算の関係でございませぬけれども、先ほど500円から700円くらい、ブックスタートバックというようなシステムもあるようですけれども、子供の数が少ないので予算が少なくて済んでしまうというのも、ちょっと寂しい話なんですけれども、10万円とか20万円とかということで予算が、十分とは言えないかもしれませぬけれども、そうできるというふうなこと、やはり読み聞かせの団体の方であるとか、NPOのお世話にならなければいけない、いろいろなこともあると思えますが、これはやはり今、きょうの一般質問の中で全体的に流れておった住民自治、地域との協働、住民と行政との協働というふうな中で、うまくスタートしていくものなのかなというふうに思っております。ぜひともご協力をいただいて、この町の子供たちが本に親しめるようなふうになれたらいいなと思えます。

私も3歳のころから本を読んでいれば、こんなに語彙は少なくはならなかったんでしょうけれども、あいにくと語彙が少ないので反省を込めて、これからの子供たちには頑張っていただけたらと思っております。どうもありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 青柳はるみ議員の質問を終わります。

金澤 敏君

議長（菅谷光重君） 続いて、3番議員、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

3番（金澤 敏君） では、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を2点ほどさせていただきます。

1点目は、通学路に関することについて質問させていただきます。

まずは、4年前の話をさせていただきます。

4年前、私は大戸口で立っているときに、川戸から通学する朝の児童が、通学時、横断歩道を渡るときに子供たちが不自然なほど首を上に向け、空を見るように信号を見ていました。青になって大きく首を下げてから、後ろの川戸方面から来る車の様子を見て、確認してから歩き出します。一瞬おくれるというより大分おくれ、一歩が出るのに2秒か3秒かかっていました。子供たちだから仕方がないのかと思っていましたが、早く渡ってくれと、そのとき見て願っておりました。その間、急いでいる車はさっと右折して、子供たちの直前を横切り、次の車がやっととまって、待っている子供たちはそのまま動けなくなるとまっています。運転手の早く行ってとの手振りで、やっと横断し始める状態でした。歩行者優先を守らないドライバーが悪いのは当然ですが、大人の視点で信号機を設置して、子供の視点を考慮していない信号機は危険と判断し、当時の町長に、歩行者用の信号機の早期の設置を、当時の議員の大前さんと4月時点で申し入れました。

信号機の設置は所管が警察なので順番があり、大分時間がかかると聞いておりましたので、すぐの設置は無理だろうと思っていたところ、たしか二、三カ月後に設置されました。町長が熱心に働きかけてくれた結果だと思うとともに、町長の力を再認識した次第です。

さて、本題に入ります。

私ども我が党の東吾妻町委員会は、3月に町民へのアンケート結果を持って町長に申し入れを行いました。その中で、大戸口より平沢入り口の間歩道がでこぼこでとても危険だ、それはところどころ車庫や駐車場の前が平らになっていて、そして歩道の部分も斜めにカットされ、一番狭いところは63センチしかありません。小学生が歩く歩道の横を車道を中学生の自転車がすごいスピードで走り抜けていく、この実態を訴えましたが、町道ではないので中之条土木事務所と検討中です、もう一度要望書を提出するとの答えをもらいました。既に6カ月がたっております。

当然、子供たちの安全を最優先すると考えられている町長ですから、通学路の問題は当然気になっていると思います。ですから、その後中之条土木事務所にいつ要望書を提出し、今までに何回ほど協議を行ったかを教えていただきたいと思います。

何で現在、私が指摘した地点のみが歩道が15センチも高くなっているのか。道を改修したときに盤を下げたからなのか。どうしてその地点だけが側溝ではなく、側溝の上にコンクリートに乗っているような構造になっているのか。私は、今調べていないのでわかりませんが、それなりの深い意味があるならばともかく、その前後の歩道は車道と歩道が基本的にはフラットになっています。そこがまた不可解で理解に苦しむところですが、ともかく毎日川戸地区と新井地区の小学生75人、中学生55人、合計130人が通学していることを考えれば、危険な通学路解消のために何らかの手だてはとれないでしょうか。素人と言われるかもしれませんが、例えば15センチの段差がある、この上のコンクリートをはいで、車道とフラットの溝ぶたにするとかすれば、でこぼこの問題は解決できるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

ともかく安全な通学路の確保は、地方自治の責任だと思いますので、優先的に取り組んでいただきたいと願っております。

次の質問に移りたいと思います。

当町の少子化対策や子育て支援について伺います。

子育てに関しての深刻さ、不安定化は、現在世の中全体に広がっています。それは、これから結婚したい、子供を持ちたいと願う世代の若者が、構造改革の流れの中で常勤雇用になれず、非正規雇用者が増加し続け、47から48%の状況で推移しております。この数字は、15歳から24歳までの統計ですが、女性全体で見れば2002年を境に50%を超え、今ますますふえ続けています。この数字は、総務省統計局労働力調査の資料です。それと、失業率も4%前後を推移しているのを忘れてはなりません。確実に貧困と格差が広がっているのが現状です。

さて、結婚したとしても、今は共働きをせざるを得ない世帯がふえ、子育て支援のバックアップの仕組みを社会全体で考えなくてはなりません。これも新資本主義の流れの中で、バックアップの仕組み自体が後退しているのが現状だと考えております。

少子化問題は、子供が少なくなっているのが問題というより、子供を産みたいと考えている人が産むのを控えてしまう、このことが問題ではないでしょうか。

間違っていたら申しわけありませんが、以前町長が、昔ながらの3世代が暮らす家族が理



想だとおっしゃったと記憶しておりますが、今や3世代家族も、むしろ介護の負担がかかり、子育てしにくい家族となっているのが現状だと調査資料から読み取れます。このように、政府の方針、施策によって後退している子育て支援制度ですが、そこで、今当町の少子化対策や子育て支援はどんな制度があるのかお聞きしたいと思います。そして、当町独自に考えている子育て支援があれば教えていただきたいと思います。

次に、質問要旨にも書きましたが、町長がよく使う自己責任と自助努力によって、この子育て支援や少子化対策が、どのように今後変更されていくのかをお聞きしたいと思います。

このままこの言葉を額面どおりにとらえれば、子育ても教育も自己責任や個人の責任、家族の責任と強調しているように感じられます。このようにとらえてよるしいでしょうか。しかし、私は前段で、現在の少子化問題は個人の問題ではなく、政治イコール政策にあるのではないかと述べさせていただきました。その流れからすれば、子育て支援や少子化対策は、おのずから後退、縮小になっていってしまうのではないかと危惧しております。これからどうなっていくのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

財政が厳しい、だから自己責任でやっていってもらいたいのでは、地方自治の本来の役割である住民の福祉の増進を図る、このことから逸脱していくのではありませんか。改めて自治体の役割を考える論議が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせ願います。

これで私の町政一般質問、2点の質問を終わらせていただきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 通告書に基づきお答えをさせていただきます。

まず、質問の項目1、3月に申し入れた大戸口から平沢口間の歩行者道路改修のその後について、土木事務所にいつ申し入れをしたのか、6月6日に中之条土木事務所に要望いたしました。

、通学路としては余りにも危険、早急の働きかけをというふうなことにつきましては、7月13日になって中之条土木事務所から回答がございまして、今年度は予算の関係で対応ができないが、本格的な歩道拡幅でなく、現幅員内での改良なら事業化も可能とのことなので、早急な事業実施を要望をいたし、現在協議中でございます。

2、少子化対策と町長口癖の自己責任、自助努力との兼ね合いについて、当町の今ある少子化対策、子育て支援の制度の内容というふうなことでございますが、当町の今ある少子化

対策、子育て支援の制度の内容につきましては、平成19年度予算の中で、福祉医療費関係3,476万2,000円、このうち平成18年度より実施しております義務教育期間中の医療費無料化についての予算が1,176万7,000円でございます。

そして、児童手当及び第3子以上の出産祝金が1億20万5,000円、保育所費1億9,577万3,000円、学童保育費666万5,000円、母子保健費458万9,000円、幼稚園費2億1,830万6,000円、小学校費1億8,522万5,000円、中学校費1億5,697万4,000円、合計9億249万9,000円を子育て関係のための予算として組み込んでおります。予算書をようくごらんいただければわかると思います。

続きまして、若い世代の「共働きをせざるを得ない」世帯への子育てバックアップの仕組みとありますが、共働き世代の子育てバックアップシステムは、保育所がございまして、学童保育もその辺に入るのかなというふうに思っております。

、3月の申し入れ後、子育て支援に回した予算はどのくらいかとのことでございますが、3月以降、当初予算の編成後でございますので、その後はご存じのとおり補正予算を計上はしておりません。一般質問通告書の中で、もうちょっと丁寧に書いていただければ、私なりに一生懸命答えられると思うんですが、今後。そんなふうにお願いができればと思っております。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） しっかりしかられてしまいまして、申しわけありませんでした。以後、十分気をつけて質問をさせていただきます。きょうのところは、これでおしまいにさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 金澤敏議員の質問を終わります。

以上で町政一般質問を終わります。

議長（菅谷光重君） お諮りをいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は議長に委任することに決しました。

議長（菅谷光重君） お諮りをいたします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了をいたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、これをもって閉会することに決定をいたしました。

#### 町長あいさつ

議長（菅谷光重君） これをもって本日の会議を閉じます。

閉会の前に町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 平成19年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6日に開会されました今期定例会におきましては、報告事項3件、東吾妻町補助金等審査委員会条例の制定など3件、平成19年度一般会計補正予算など5件、平成18年度一般会計歳入歳出決算認定など11件、その他交通安全のまち宣言についてなど3件、すべてを原案どおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。議員各位の会期中における熱心なご審議と町政に対する熱意に対しましても、心から感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

今会期中の2日目には、台風9号が関東地方を通過、西北毛地域を中心に激しい風雨があり、特に南牧村では集落が孤立するなど甚大な被害が出ましたが、当町では影響が少なく、安堵をいたしました。

なお、そのときに体調を崩した職員でございますが、既に退院をいたし、昨日から通常の勤務に復帰をいたしました。ご心配をおかけいたしました。

さて、今月の7日に総務省より2007年の自治体の健全化を示す実質公債費比率が公表されました。残念ながら、今回も地方債の申請に当たって許可が必要な18%以上を超え、20.8%と前回より1ポイント上がりました。要因といたしましては、緑資源機構負担金であるとか、下水道事業の元利償還金であるとか、公営企業債であるとか、そういったようなものの制度改正が主なものでございます。該当市町村は、今月中に適正化計画を作成し、県との協議に入る予定になっております。

国では、臨時国会が10日に召集されました。安倍首相は、12日に突如退陣する意向を表明し、1年足らずで政権を手放すことになりました。後継者を選ぶ自民党総裁選は15日に立候補が受け付けられ、福田康夫元官房長官と麻生太郎幹事長の2人が届け出を行い、23日の投開票に向け、選挙戦に入っております。福田陣営は麻生派を除く8派閥の支持を受けるとともに、世論調査でも優勢が伝えられ、群馬県民待望の4人目の総理が誕生することが濃厚となっております。ぜひとも実現することをご期待申し上げる次第でございます。

さて、当面の今後の行事といたしましては、26日に戦没者追悼式をコンベンションホールで挙行の予定でございますので、ご参列を賜りたいと思います。また、これから吾妻郡民体育祭、町民運動会等のスポーツ行事、秋祭り等の各種行事が予定されており、公私ともに多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いを申し上げます。閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

#### 議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、9月6日に開会をされ、平成18年度の一般会計ほか11件の決算、平成19年度補正予算5件、報告関係3件、条例関係3件の町長提出事件のほか陳情1件を審議し、町政一般質問では8人が立たれ、全日程を終了し、閉会の運びとなりました。この間の議員発言、審議には、町の指針の参考となるものも含まれております。これらを町政運営の糧として、来るべき来年度の予算編成に取り組んでいただくことを切望しておるものでござい

す。

14日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆さんに対し、心からのお礼を申し上げる次第でございます。

朝夕、しのぎやすくなり、迎える秋はスポーツ行事や秋祭り、取り入れ等多忙な時期となります。さらに9月30日には郡民体育祭も予定されております。健康にはご留意の上、諸般の活動へのご期待を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

#### 閉会の宣告

議長（菅谷光重君） これをもちまして、平成19年第3回定例会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 3時03分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 前 村 清

署 名 議 員 佐 藤 利 一

署 名 議 員 加 部 浩